

茨城県
獣医師会
会報

JOURNAL OF THE
IBARAKI VETERINARY
MEDICAL ASSOCIATION

No.80

11.2013

公益社団法人 茨城県獣医師会



獣医師の誓い—95年宣言

人類は、地球の環境を保全し、他の生物と調和を図る責任をもっている。特に獣医師は、動物の健康に責任を有するとともに、人の健康についても密接に関わる役割を担っており、人と動物が共存できる環境を築く立場にある。

獣医師は、また、人々がうるおいのある豊かな生活を楽しむことができるよう、広範多岐にわたる専門領域において、社会の要請に積極的に応えていく必要がある。

獣医師は、このような重大な社会的使命を果たすことを誇りとし、自らの生活をも心豊かにすることができるよう、高い見識と厳正な態度で職務を遂行しなければならない。

以上の理念のもとに、私たち獣医師は、次のことを誓う。

- 1 動物の生命を尊重し、その健康と福祉に指導的な役割を果たすとともに、人の健康と福祉の増進に努める。
- 2 ヒューマン・アニマル・ボンド 人と動物の絆を確立するとともに、平和な社会の発展と環境の保全に努める。
- 3 良識ある社会人としての人格と教養を一層高めて、専門職としてふさわしい言動を心がける。
- 4 獣医学の最新の知識の吸収と技術の研鑽、普及に励み、関連科学との交流を推進する。
- 5 相互の連携と協調を密にし、国際交流を推進して世界の獣医界の発展に努める。



日本獣医師会・獣医師会活動指針

－ 動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。－

- 1 地球的課題としての食料・環境問題に対処する上で、生態系の保全とともに、感染症の防御、食料の安定供給などの課題解決に向け、「人と動物の健康は一つと捉え、これが地球環境の保全に、また、安全・安心な社会の実現につながる。」との考え方（One World-One Health）が提唱され、「人と動物が共存して生きる社会」を目指すことが求められている。
- 2 一方、動物が果たす役割は、食料供給源としてのほか、イヌやネコなどの家庭動物が「家族の一員・生活の伴侶」として国民生活に浸透するとともに、動物が人の医療・介護・福祉や学校教育分野に進出し、また、生物多様性保全における野生動物の存在など、その担うべき社会的役割は重みを増すとともに、一層多様化してきている。
- 3 他方、国民生活の安全・安心や社会・経済の発展を期する上で、食の安全性の確保や口蹄疫、トリインフルエンザ、狂犬病等に代表される新興・再興感染症に対する備えとともに、家庭動物の飼育が国民生活に普及する中で動物の福祉に配慮した適正飼育の推進が、更には、地球環境問題としての生物多様性の保全や野生鳥獣被害対策を推進する上での野生動物保護管理に対する関心が高まってきている。
- 4 我々、獣医師は、「日本獣医師会・獣医師倫理綱領 獣医師の誓い－95年宣言」が規定する専門職職業倫理の理念の下で、動物に関する保健衛生の向上と獣医学術の振興・普及を図ること等を通じ、食の安全性の確保、感染症の防御、動物疾病の診断・治療、更には、野生動物保護管理や動物福祉の増進に寄与するとの責務を担っている。
- 5 獣医師会は、高度専門職業人としての獣医師が組織する公益団体として、獣医師及び獣医療に対する社会的要請を踏まえ、国民生活の安全保障、動物関連産業界の発展による社会経済の安定、更には、地球環境の保全に寄与することを目的に、「動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。」を活動の理念として、国民及び地域社会の理解と信頼の下で、獣医師会活動を推進する。

【参 考】

「One World-One Health」とは、動物と人及びそれを取り巻く環境（生態系）は、相互につながっていると包括的に捉え、獣医療をはじめ関係する学術分野が「ひとつの健康」の概念を共有して課題解決に当たるべきとの考え。2004年に野生生物保全協会（WCS）が提唱した。また、国際獣疫事務局（OIE）は、2009年に「より安全な世界のための獣医学教育の新展開」に関する勧告において、動物の健康、人の健康は一つであり生態系の健全性の確保につながるとする新たな理念として「One World-One Health」を実行すべきである旨を提唱している。

「獣医師の誓い-95年宣言」について（説明）

この「獣医師の誓い」は、世代や獣医師の職域を越えて、しかも実行性のあるものとして、すべての獣医師に受け入れられるよう、獣医師倫理の総論的、最大公約数的な事項を集約したもので、基本理念としての前文と5項目からなる各論で構成されております。

この誓いは、新しいセオリーや意見を述べるものではありませんし、また、高邁な精神訓話をしようとするものでもありません。当たり前のことを羅列しただけです。この当たり前のことを折に触れて改めて考え、そして自分自身の認識として、普段の行動のよりどころとしていただきたいと願うものです。

また、「95年宣言」という副題は、この誓いを獣医師自らが内に向かって誓うということだけでなく、外に向かって、社会に対して宣言することにより、獣医師の責任を一層明確にすると同時に、これを遵守しなければならないという気持ちが喚起されることを期待して特に付したものであることを強調しておきます。

前 文 に つ い て：

獣医師とは何か、獣医師の役割は、そして獣医師のありようについての議論の集約です。また、獣医師としての誇りをその職務の遂行と表裏をなすものとして位置付け、さらにプロフェSSIONALとして自らを厳しく律するよう求めるとともに、獣医師自身の豊かさの追求にも触れております。

各 論 に つ い て：

前文の理解と前提にたつて、より具体的な目標として、次の5項目にわたる事項をとりあげました。獣医師の任務、職域が広範多岐にわたることから、盛るべき内容は多く、その集約、整理、表現などに苦勞いたしました。より明快な主張となるよう工夫しました。

1は、獣医師の幅広い任務を象徴的にとりあげたもので、動物の生命に直接関わるだけでなく、公衆衛生分野あるいはバイオメディカル分野などにおいて人の健康にも密接に関わる専門職としての社会的な使命をこのような形で常に認識するよう、獣医師の自覚を促すものです。

2は、近年、重要となっている人と動物の関係—ヒューマン・アニマル・ボンドをより良く築くことについて、獣医師が両者に関わる専門職としてその職責を果たしていくことを通じて、平和な社会の発展と環境の保全に寄与するよう求めるものです。

3は、獣医師が社会性、広い市民性を身につける必要を述べたもので、獣医師に限らず職業的科学家、専門家に往々にして見られる内面的な知性の峽隘性、社会性の欠如に対し、より幅広く教養を身につけるなど、専門分野以外のことに関する自己研鑽についても一層の努力を呼びかけるものです。

4は、科学家としての獣医師が、当然のこととして、日進月歩の獣医学術の研鑽に常に努め、あわせて医学や生物学などの自然科学さらには社会科学を含む関連科学との交流を積極的に推進することにより、獣医学術のみならず、獣医学術と密接に関連する科学の発展についても貢献するよう願うものです。

5は、独善的な傾向がみられがちな専門家—獣医師に対して、全体的なまとまりを強く呼びかけるとともに、国際的にも獣医師相互が広く交流し、さまざまな関係情報の交換・伝達を積極的に図っていくことによって、日本だけではなく、世界の獣医界が発展するよう期待するものです。



再任のご挨拶

会長 小林 貞雄

去る平成25年6月26日開催の第5回総会に於いて会長に再任されました。引き続き、公益社団法人の2期目をお引き受けすることになり身の引き締まる思いでございます。日頃、新制、公益社団法人茨城県獣医師会へのご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

ご周知の通り本会は、公益法人としての責務を持ち、なおかつ、獣医師の専門家集団としての技術研鑽・様々な研究活動をも行う二面性を持っております。

公益性については、社会に於ける役割を認識し、環境や社会情勢の変化や要請に対応出来るように、目に見えること、見えないこと、私たちの心構えのこと等々、体制を整える必要性が求められます。

このように考えたとき、まず始めに、獣医師の基盤確立については、「獣医師の誓い－95年宣言」及び「動物医療の基本姿勢」等に即した獣医師倫理の向上に努め、社会一般の獣医師に対する認識の高上（こうじょう）をめざすこと。次に、豊かな生活と、安心安全を守るために、人と動物の共通感染症の防御について、食と環境の面から、日常の疾病予防はもとより、海外悪性伝染病、狂犬病等の防疫体制の強化を図るために関係団体・機関と協力し、国内の防疫体制の維持管理に努力すること。また、茨城県農業共済組合連合会家畜診療センターを始めとする畜産関係団体の事業に協力し、畜産振興の推進に協力していくこと。そして、動物愛護事業の推進では、「災害時に於ける愛玩動物救護マニュアル」を県、動物愛護団体、本会で三者協定を締結し災害に備える対策をとること。また、不幸な動物を無くす不妊手術の助成、災害時のみならず、平時の行方不明動物を減らすためにマイクロチップの装着推進のための事業を計画したこと。一方では、各地区の会員と各行政のご協力により開催されている「動物愛護フェスティバル」では、動物愛護の思想の普及啓発、動物の生命尊重、動物福祉の指導、人と動物の絆の確立について推進・啓蒙を図ること。学校獣医師制度も、本会独自で、各希望校からの依頼により継続し、現在幼稚園から小学校まで多数の児童生徒へ、動物への意識の啓蒙に役立てることが出来、早期の経験でよりよい効果を見ることが予見出来たこと。最後に、自然環境下での、傷病野生鳥獣救護、飼育者不明の負傷動物救急救護についても、社会の関心が高まる中で実績が増加していること。これらは全て、会員各位のご理解、ご協力無くして成せる事では有りません。引きつづき皆様のご支援とご協力を重ねてお願い申し上げます。



副会長再任にあたり

副会長 吉 田 勝 也

さる6月26日に開催された第5回総会において、副会長に再任いただきました勤務退職者支部の吉田でございます。引き続いて副会長という大役を仰せつかりましたことを肝に銘じ、心を新たにしたところでもあります。もとより浅学非才ではございますが、茨城県獣医師会の運営に鋭意努力して参る所存であります。

いまさら申すまでもありませんが、私たち獣医師は動物病院における小動物の診療、畜産業分野における家畜・家禽の伝染病予防対策、衛生指導や増産対策、公衆衛生分野における食肉の安全対策や人獣共通感染症防疫、更には動物愛護対策や野生動物の保護管理等々、幅広い分野で社会に貢献しており、獣医師・獣医師会に寄せる県民の期待も年々高まってきております。これに応えて、我々獣医師も広範多岐に亘る専門領域において、社会の要請に対応していく必要があります。

しかしながら、このように幅広い分野で仕事をしているため、会員の構成もペット臨床、産業動物臨床、地方公務員、独立法人研究員、農業団体職員、更にはそれらを退職された方等々から成り立っており、それぞれがおかれている立場によって、獣医師会の運営の在り方について、多岐な意見（考え）を持っていることも事実であります。そのような意見を集約するとともに、獣医師に対する社会のニーズに対応しつつ、「公益」、「会益」、「会員益」をどのように生み出して行くかが、組織としての大きな課題であると考えております。茨城県獣医師会は公益社団法人でありますので、社会貢献に邁進することは勿論であります。会員の皆様方の社会的地位の向上に努めることも、獣医師会の大切な役割であると認識をしております。

二期目を迎えたいま、茨城県獣医師会の将来を見据え、地域の皆様に信頼される獣医師会を、またより中身の濃い獣医師会の運営確立を目指して、小林会長の下で宇佐美副会長とともに、精一杯の努力をして参りますので、引き続き先輩各位並びに会員の皆様の、暖かいご助言・ご協力をお願いを申し上げ、再任のご挨拶といたします。



副会長再任にあたり

副会長 宇佐美 晃

再び茨城県獣医師会の副会長という重要な役職を承ることになり、改めて大変重い責務を感じている次第です。

公益社団法人に移行後の一年は時の過ぎるのを大変早く感じているところであります。

小林会長、吉田副会長のお二人を補佐できたのか、また、会員の皆さまのご要望やご期待にお応えすることができたのか不安が残るところではありますが、今日までの経験と反省を生かし、微力ではありますが茨城県獣医師会の運営に、全力であたらせていただく覚悟であります。

副会長就任の際に、私が活動の目標としましたのは、災害時の飼育動物の迅速かつ安全な同行避難のマニュアル作成、狂犬病予防ワクチン接種率の低下の問題と人獣共通感染症の啓蒙活動、野生動物を含めた動物への愛護活動等です。

災害時の飼育動物の同行避難についてのマニュアルは、茨城県・動物愛護団体・茨城県獣医師会との合同の会議の中で詳細が決定し、平成25年3月27日に締結いたしました。危機管理委員会も新しくなり迅速に行動できるように準備しています。

災害は起こらないに越したことはありませんが、3.11の教訓を生かし、今後会員の先生方にご協力いただきながら、茨城県及び各市町村と密に話し合い、より実行に適した災害マニュアルとして、飼い主の方々に広く知っていただくように努力していかなくてはならないと思っております。

現在、本県のみならず全国的に狂犬病予防ワクチンの接種率は著しく低下してきています。人獣共通感染症の中でも大変恐ろしい“狂犬病”を、子どもたちも含め広く県民の皆さまに正しく伝えていくことも大切な役割であると考えています。さらに、予防接種の方法として、集合注射や動物病院内での個別注射を、時代に合った形で進めていきたいと考えています。

動物愛護活動についても、各ブロックで開催されるフェスティバル等の行事の中での啓蒙はもちろんのこと、各会員の動物病院内で先生方に最後まで責任と愛情をもって飼育する“終生飼養”の大切さを話していただきたいと思います。茨城県獣医師会がまとまって、様々な形で社会に参加していくことも重要であり、それらの活動を広く県内外にアピールし、知っていただく努力もしていきたいと思っています。

新しく選出された理事・監事の先生方と協力し、茨城県獣医師会のさらなる発展のために、精一杯の努力をしてまいりたいと考えておりますので、会員の皆さまのご協力とご支援をお願い申し上げます。

公益社団法人茨城県獣医師会第5回総会開催

第5回通常総会開催

日時：平成25年6月26日（水）午前10時30分～

場所：「三の丸ホテル」（水戸市三の丸2-1-1）

【小林貞雄会長挨拶】

＊第5回総会開催に当たり、ご多忙の折、多数ご出席いただき感謝します。会員各位には、日頃、本会の事務事業へのご協力を頂き、誠にありがとうございます。又、県知事はじめ来賓の方々には、公務ご多端の折、ご臨席賜り厚く御礼申し上げます。

＊本日は平成24年度事務事業の報告事項と、決議事項としては、

①平成24年度の事業年度にかかる貸借対照表

②任期満了に伴う理事・監事選任の件

③定款一部変更の件

を上程します。よろしくご審議願います。

＊平成23年10月21日、公益社団法人の認定を受け、1年半過ぎました。この1年を振り返りますと、3.11の災害発生に伴い、急がれた被災動物の救護に関する県との協定締結や、茨城県農業共済組合連合会が新たに開設した「家畜診療センター」事業への全面的協力態勢を整えたところであります。更に獣医師の社会的使命を果たす為、飼育動物だけではなく、野生動物などに対しても広く対応できるよう、数々の研修会や講習会を実施して来ました。

＊更にこれらの状況を踏まえ、本会事業項目に、災害時被災動物の救護に関する事業を加える「定款改正」を提案しますので、よろしくご審議願います。

（なお、来賓挨拶として、自民党県連会長・民主党県連会長・県農業共済連合会長・日本獣医師会長からご挨拶をいただき、中途議案審議中、出張先から駆け付けた橋本知事から、日頃県の行政に対する獣医師会のご協力に深謝する旨のご挨拶があった。挨拶直後、大川秀求会員から「9月の知事選挙に橋本現知事を獣医師会として推薦したい」という緊急動議が提出され、満場一致でその旨可決された。その他、来賓紹介。）

【議事経過】

1 開会：吉田勝也副会長

2 物故者に対する黙祷

3 会長挨拶・来賓挨拶・来賓紹介

4 表彰

＊平成24年度狂犬病予防注射業務推進功労者3名

＊平成24年度学術功労者2名

5 議長選出

議長：第5支部 ・木内 貢

副議長：勤務退職者支部 中沢 和美

【議事録署名人は定款により総会出席理事全員】

6 書記任命：大貫由美子（事務局）

7 議事

8 閉会：宇佐美晃副会長

【充足数報告】

（会員数657名。87名出席、委任状提出371名、計458名なので総会成立を議長が宣言）

【総会提出議案】

《報告事項》 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの事業年度にかかる事業報告の件

《決議事項》

第1号議案 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの事業年度にかかる貸借対照表・正味財産増減計算書及び附属明細書並びに財産目録承認の件

第2号議案 任期満了に伴う理事・監事選任の件

第3号議案 定款一部変更の件

その他

《報告事項》 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの事業年度にかかる事業報告の件

【1】動物愛護に関する公益事業

1) 人獣共通感染症対策事業

* 狂犬病予防注射事業

定期集合注射実施頭数（通期） 57,891頭

個別注射頭数を含め通期計 125,065頭

広報活動用パンフレット185,000部作成配布

盲導犬17頭の注射費用を助成

2) 動物愛護事業

① ペット繁殖防止助成事業：避妊・去勢手術実施計891頭

② 動物愛護啓発運動：ペット無料相談・しつけ方教室等延べ650人の獣医師がボランティア参加

③ 教育現場への支援：学校獣医師制度への支援

3) 研修・学術事業

関東地区獣医学会出席・獣医学術研修・会報発行など

【2】検査受託事業

- ①と畜検査補助事業
- ②牛海綿状脳症検査補助事業
- ③食品残留動物用医薬品検査補助業務
- ④死亡牛牛海綿状脳症検査補助業務
- ⑤家畜伝染病検査業務円滑化推進業務
- ⑥獣医療提供体制整備事業
- ⑦傷病野生鳥獣救護事業
- ⑧負傷動物応急救護事業

【3】福利厚生事業

- 1) 指定獣医師共済基金の運営
- 2) 会員の親睦推進
- 3) 会員等の表彰

【4】収益事業

笠間ペット霊園事業の不動産を動物葬祭事業者へ賃貸

《決議事項》

第1号議案 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの事業年度にかかる貸借対照表・正味財産増減計算書及び附属明細書並びに財産目録承認の件

(全会員に総会議案書が送付されているので、詳細は省略)

貸借対照表(総括表)

資産合計	296,534,349円
負債合計	165,801,106円
正味財産合計	130,733,243円

正味財産増減計算書(H24/4/1～25/3/31まで)

経常収益計	349,799,701円
経常費用計	343,431,338円
正味財産期末残高	130,733,243円

監査報告

監査員4名を代表して青木幸博監査員より、定款45条により会長から提出された書類を監査したところ、その内容は適正であった旨の報告があった。

第1号議案原案通り可決

第2号議案 任期満了に伴う理事・監事選任の件

【理事】

第1支部	岡庭 明彦・長谷川伸一
第2支部	豊崎 隆
第3支部	宇佐美 晃（副会長）
第4支部	井川 哲也
第5支部	小林 貞雄（会長）
第6支部	飯村 昭次・田上 宣文
第7支部	寺内 利恭
第8支部	岡田 康子
第9支部	安藤 泰正
第10支部	遠藤 誠
保健福祉部支部	川島 邦子・神谷 眞澄
農林水産部支部	小松 友一・菊池 理之
勤務退職者支部	吉田 勝也（副会長）
	大串 勝輝・比氣 正雄（専務理事）
団体支部	一澤 正
	（計20名）

【監事】

鹿行地区	塚本 俊一
専門監事	渡辺 良一
職域推薦	湊 節雄
会員外推薦	川瀬 晃
	（計4名）

第2号議案原案通り可決

第3号議案 定款一部変更の件

公益社団法人茨城県獣医師会定款第4条には、「この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う」とあり、旧来14項目を掲げている。変更案では、「災害時被災動物の救護に関する事業」の1項目を加え、事業項目を15項目としたいとする提案があった。

第3号議案原案通り可決

—以上—

平成25年度高病原性鳥インフルエンザ防疫演習を開催しました

茨城県農林水産部畜産課

県では、高病原性鳥インフルエンザ等の発生に備えて、市町村や関係機関が連携し防疫演習を開催しました。

今年は、獣医師の皆さんをはじめ、農林事務所、家畜保健衛生所、保健所、警察署等の県職員、市町村職員、関係団体職員、生産者等多くの方の参加を得て、実際に防護服を着て様々な手順を確認するなど実戦的な体験型の防疫演習を行いました。

	日 時	開 催 場 所	参 加 者
県西地域 県西農林事務所 県西家畜保健衛生所	9月12日（木）	筑西市立明野公民館 （筑西市海老ヶ島2120-7）	約130名
県北・県央地域 県北農林事務所 県央農林事務所 県北家畜保健衛生所	9月20日（金）	那珂総合公園体育館 （那珂市戸崎428-2）	約130名
県南地域 県南農林事務所 県南家畜保健衛生所	9月26日（木）	茨城県畜産センター （石岡市根小屋1234）	約70名
鹿行地域 鹿行農林事務所 鹿行家畜保健衛生所	10月2日（水）	鉾田市総合公園体育館 （鉾田市当間2331）	約70名

1 防疫シミュレーション概要

(1) 机上シミュレーション

各家畜保健衛生所の管内で、飼養羽数3～8万羽規模の採卵鶏農場で高病原性鳥インフルエンザが発生したと想定し、防疫計画や防疫措置の準備及び実施方法についてスライドを用いて、家畜保健衛生所職員が説明を行いました。

(2) 体験型シミュレーション

農林事務所職員及び市町村職員が以下の作業を体験しました。

- ・防疫作業者が集合する防疫支援センターで、事前の健康チェック、防護服への着替え及びそのサポート
- ・発生農場周辺での通行制限場所や消毒ポイントでの動力噴霧器による車両消毒作業
- ・発生農場サポート拠点での防疫作業への資材配布・防護具装着等のサポート作業
- ・発生農場での炭酸ガスを利用した殺処分（模擬）作業
- ・防疫作業終了後発生農場からの退場時、バイオセキュリティに配慮した防護服の脱衣及び除染テントの活用を体験

(3) 総合討議

① 感染症専門家からの意見（県西地域）

動物衛生研究所の志村亀夫先生並びに筑波大学付属病院の人見重美先生からそれぞれ以下の意見を頂きました。

（志村先生）

体験型シミュレーションを地域で行うことは有意義であり、H17年の茨城県での発生の経験が活かされたシミュレーションだった。今後は、大規模養鶏場での発生を想定したシミュレーションを行う必要がある。

（人見先生）

ウイルスの身体への汚染がないように、防護服の脱衣方法の更なる検討が必要である。

② 参加者からの意見・質疑（各地域）

- ・今回は高病原性鳥インフルエンザの発生を想定しての防疫演習であったが、低病原性での対応は？
 - 低病原性の場合においても、基本的に高病原性と同様の防疫対応となる。
- ・消毒ポイントでは消毒実施者は防護服等は必要か？
 - 消毒薬が作業者にかかり、炎症を起こす場合もあることから防護服を着用する。
- ・半径1kmの消毒ポイントでは一般車両と畜産関係車両の対応が同じ理由は？
 - ウイルス拡散防止の徹底を図るため。
- ・平成17年発生時は防護服は二重ではなかったが、二重に着用するのは何故？
 - 外側の防護服は汚染されており、二重にすることでバイオセキュリティを高く保てる。

2 アンケート概要（各地域合計）

今後の参考とするため、参加者に対してアンケートを実施し、次のような結果を得ました。（回答数249）

Q1 本県で発生した高病原性鳥インフルエンザの防疫作業に携わった経験がありますか？

経験あり 93 経験なし 153 回答なし 3

Q2 体験型シミュレーションは理解できましたか？

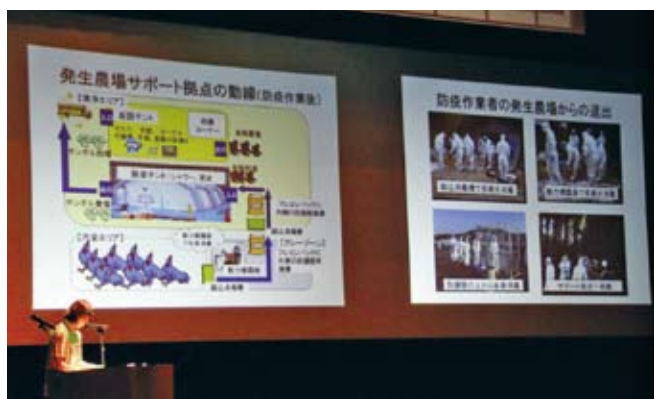
理解できた 226 一部理解できた 20 回答なし 3

○参加者からの要望

- ・今後も定期的に開催して欲しい。
- ・体験型演習は参考になった。
- ・牛・豚でのシミュレーションも行ってもらいたい。
- ・除染テントを実際に見られて良かった。
- ・防護服を着用して防疫作業をしてみたい。
- ・眼鏡の上にゴーグルをかけると曇るので、対策をお願いしたい。
- ・真夏の炎天下での熱中症対策をお願いしたい。

など、防疫作業に対して理解を示した積極的意見が多数寄せられました。

今後も万が一の発生に備え、地域での連携を高め、より迅速・的確な初動防疫体制がとれるよう引き続き体験型防疫演習を実施してまいります。



机上シミュレーション



防疫支援センター（健康チェック）



防疫支援センター（防護服着衣実演）



通行制限と後方支援を行う警察官



殺処分（炭酸ガス注入）



防疫作業後の消毒



除染テント



防疫作業者のうがい（給水）

「食品表示法」の制定について

茨城県保健福祉部生活衛生課食の安全対策室

食品の表示については、食品衛生法をはじめとする様々な法律において、各々、表示すべき事項や方法などを規定しているため、複雑で分かりにくいものとなっていました。

このような中、消費者や食品関連事業者にとって分かりやすい食品表示制度とするために、平成25年6月28日に、食品衛生法、JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）および健康増進法の食品の表示に関する規定を統合した「食品表示法」が新たに公布されましたので、その概要についてご紹介します。

1 目的

食品衛生法、JAS法および健康増進法は、各々の目的が異なりますが、食品表示に係る規定が食品表示法として統一されたことにより、その目的も「食品を摂取する際の安全性の確保」および「一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保」として統一されました。



2 食品表示基準

内閣総理大臣は食品表示基準を策定すること（別途府令で公布予定）とされており、同基準を策定・変更する際は、関連する施策との整合性を図る必要があることから、関係する厚生労働大臣、農林水産大臣および財務大臣と事前協議を行うとともに、有識者および消費者代表等から構成される消費者委員会に意見を聴くことを定めています。

また、食品関連事業者等は、その食品表示基準に従った表示をする義務を負い、これに違反した場合は、行政の是正措置の対象となります。

こぼればなし

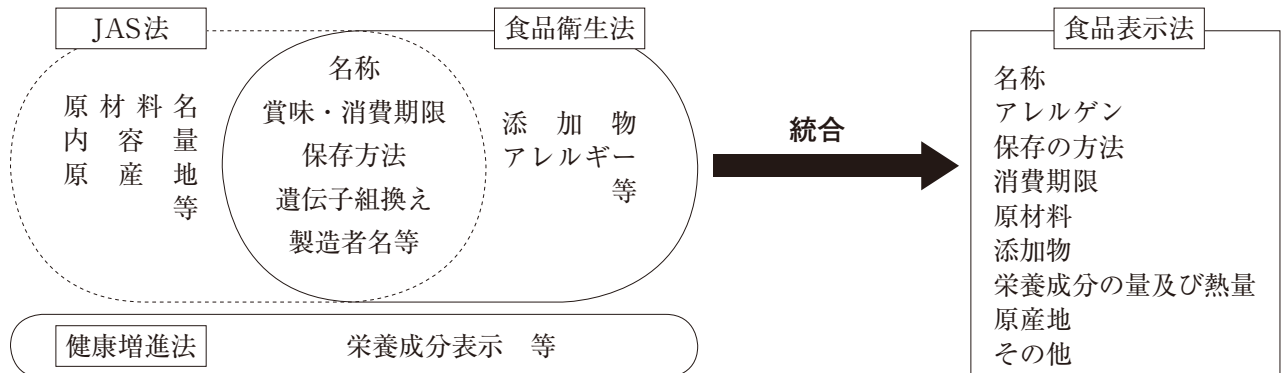
似て非なるもの

ある日の新聞から…。大相撲開催中の現場記者の原稿は、「A横綱がB大関を破り、賜杯を確実にした…。」これを見たデスクは、記者を叱り飛ばした。その仔細は、下の者が上位の者を破るなら、それでよい。しかし、上の者が下の者を「破る」という表現はない。破るではなく、「下して」とか、「倒して」と書き換えろ！

同じく、共同募金の「赤い羽」の見出しを見てデスクは怒った。「羽」と「羽根」は根本的に違う。「羽根」は「羽」をバラバラにして、加工などした一本の羽毛であり、募金の「羽」というなら、襟元に赤い「翼」をつけることになる…。記者修行も容易じゃない！（S・S）

《食品表示基準》

- ① 名称、アレルギー、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量および熱量、原産地
その他食品関連事業者等が表示すべき事項
- ② ①に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項



3 違反者に対する是正措置

(1) 指示、命令及び回収等命令

内閣総理大臣（食品全般）、農林水産大臣（酒類以外の食品）および財務大臣（酒類）は、不適正な表示をした食品関連事業者に対して表示を是正するよう指示することができ、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、指示に従うよう命令することができます。

また、アレルギー表示の欠如や保存方法・消費期限の誤記などの食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす基準違反の表示がなされた場合には、生命や身体に対する危害の発生につながる可能性があるため、緊急の措置として食品の回収等や業務停止を命令することができます。

なお、指示・命令を行った際には、消費者へ速やかな情報提供を行うこととし、その旨を公表することを定めています。

(2) 調査権限

不適正な表示をしていることが疑われる場合は、立入検査、報告徴収、収去のほか、これまでの規定にはなかった書類等の提出命令と質問といった調査が可能となります。

例えば、産地偽装が疑われる場合は、JAS法の規定では書類等の提出命令がなく、書類等は任意による提出となるため、十分な調査ができない場合があるなどの問題が生じていましたが、それが改善されることになります。

4 差止請求制度および申出制度

(1) 差止請求制度

著しく事実に相違する表示行為およびその恐れがある場合は、景品表示法と同様に、内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体が食品関連事業者に対して差止請求が行えるようになります。食品に係る偽装表示については、一個人が表示の改善を求めることは困難であることから、適格消費者団体に差止請求権を与えることで、行政機関による指示・命令といった法執行と併せて表示違反を排除する仕組みが充実されることになります。

(2) 申出制度

食品の表示が適正でないために一般消費者の利益が害されているときは誰でも内閣総理大臣等に対して適切な措置を求めることを可能とする、JAS法で規定する申出制度が、食品衛生法や健康増進法の表示に対しても対象となります。また、この申出を受けた場合は、必要な調査を行い、申出の内容が事実であれば措置を講ずることになります。

5 権限の委任

内閣総理大臣の権限は消費者庁長官に委任され、さらにその権限は都道府県知事や保健所設置市長等が行うことができ、農林水産大臣や財務大臣の権限は地方支分部局の長に委任されていることから、現行どおり、保健所や都道府県、国の地方出先機関において、食品表示に係る権限の行使が可能となっています。

6 罰則

安全性に関する表示や原産地・原料原産地表示の違反があった場合の直罰（2年以下の懲役又は200万円以下の罰金ほか）、命令に従わなかったときの罰則（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金ほか）などを定めています。

7 施行日

公布された平成25年6月28日から2年を超えない範囲内で、政令で定める日から施行となります。

なお、施行後、経過措置期間（1～2年ほど）が設けられるため、その間は、現在の基準に基づいた表示がなされた食品と新たな基準に基づいた表示がなされた食品が混在することになります。

8 今後のスケジュール

(1) 食品表示基準の策定

食品表示法はあくまで制度の骨格を定めるものであり、具体的な食品表示の内容は、今後、食品衛生法、JAS法および健康増進法の表示基準等を整理・統合して策定される新たな食品表示基準において定められることになります。

同基準が、整合性が取られてわかりやすく、かつ消費者や食品関係事業者の双方にとってメリットがあるものとなるよう、消費者や食品関連事業者等の様々な立場からの意見を幅広く聴取し、施行日までに策定されることになります。

その中で、高齢者の方が適切に表示を読み取れるよう、文字サイズの拡大についても検討が行われることになります。

(2) 栄養表示の義務化

生活習慣病などの増加が問題視されており、海外では栄養表示の義務化が進んでいることを踏まえ、法施行後5年以内を目途に、原則として全ての加工食品に栄養表示が義務化される予定です。導入時期については、事業者への支援ツールや消費者への普及啓発など、栄養表示の義務化に向けた環境整備の状況を踏まえて決定されます。

(3) その他

以下の事項については、国内外の表示ルールの調査等を進め、準備が整ったものから、順次新たな検討の場で検討が行われることになります。

- ・中食や外食におけるアレルギー物質に係る情報提供の在り方
- ・インターネット販売における食品表示に係る情報提供の在り方
- ・遺伝子組換え食品や添加物の表示の取扱い
- ・加工食品における原料原産地表示の対象拡大

県では、食品表示法の施行に向けて、食品関連事業者の方々への食品表示の適正化を促進するとともに、消費者の方々への食品表示の理解促進に取り組んでまいります。

＜食品表示の問い合わせ先＞

茨城県保健福祉部生活衛生課食の安全対策室 TEL：029-301-3420

FAX：029-301-0800

《いばらき食の安全情報 Web Site》 <http://www.shoku.pref.ibaraki.jp/index.cgi>

こぼればなし

現生人類は混血で生き残った

私は本会報に以前、人類の大移動「遙かなる旅路」において、その時点では「ホモサピエンスとネアンデルタール人との間に混血はなかった」とする当時の定説に基づき、日本人のルーツなどを書いてきた。それは当時の遺伝子解析技術に裏付けられた確たる証拠に基づくものであった。

ところがDNA解析の技術が長足の進歩を遂げ、滅亡した旧人・原人の化石骨格からもDNA検出が可能になり、5年ほど前の定説は今や反転しつつある。即ち、5年ほど前までは、19万5千年前にホモエレクトス原人から枝分かれした我々ホモサピエンスは、7万年前にアフリカを飛び出し、アラビア半島にたどり着いたわずか数百人を祖とする。従って、全世界すべて混血していないホモサピエンスの純粋種であると言われていた。それゆえ、新人は、それまでに世界に分散していた原人や旧人から自然発生的に進化したものではないとする見解が主体であった。しかし、現生人類と旧人の遺伝子解析を進めると、3万5千年前に滅亡したネアンデルタール旧人の遺伝子が、南部ヨーロッパや中東地域の現代人にかなり濃厚に残存していることが最近分かってきた。アフリカでも旧人と新人との混血はあったらしい。しかも新人が旧人から受け継いだ遺伝子の一部は、免疫に関わるもので、それは新人類が広い分野に拡散するのに役立ったと思われるとの事。ならば強い免疫を持ったネアンデルタール人は、なぜ滅亡したのか…謎は深まるばかり。科学の進歩は急速で、もはや5年前の定説は「確定」ではない。常に情報収集に努めないと、時代遅れとなる。

(菅原茂美)

オーエスキー病清浄化に向けた取り組み

茨城県鹿行家畜保健衛生所

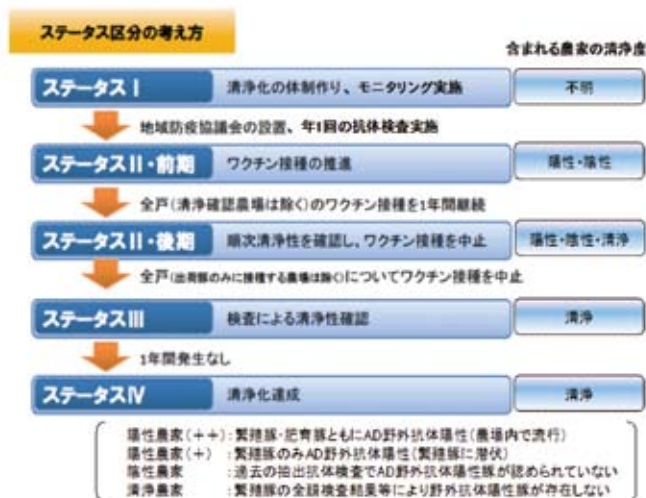
オーエスキー病（AD）は昭和56年に国内で初めて発生して以来、平成3年から防疫要領を定め、ワクチンを用いた清浄化対策を実施してきました。しかし、約20年経ても全国的な清浄化が達成されないことから、平成20年12月に防疫要領を一部改正して新体制下での清浄化を進めた結果、これまでに全国で16都県あったAD浸潤県のうち5都県は清浄化を達成しました。現在は茨城県を含む11県がAD浸潤県であり、平成27年度までに全国的な清浄化を目標として対策の強化を図っています。



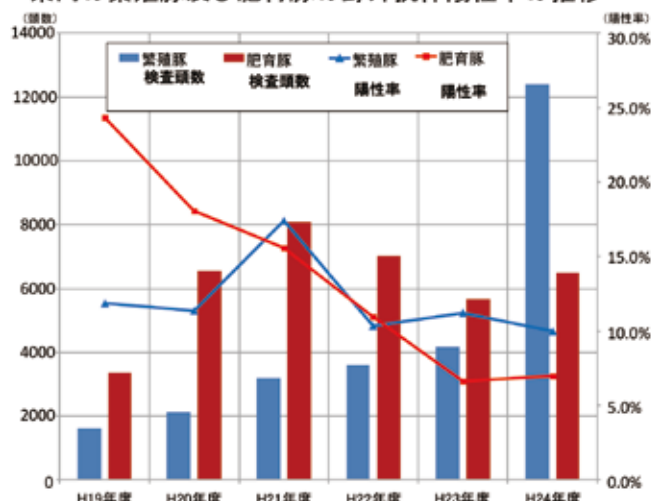
【清浄化への取り組み】

新体制下では、清浄化段階に合わせて、基本的に市町村単位でステータス区分（Ⅰ～Ⅳ）を設定し、AD浸潤状況に応じた取り組みが開始されました。ステータスⅡ前期または後期に分類されるAD陽性農場は、基本的に大きく2つに区分されます。一つは農場内でADウイルスが活動しているため、繁殖豚・肥育豚共にAD野外抗体陽性の農場（++農場）、もう一つは、農場内のADウイルスの活動が落ち着いて、繁殖豚のみAD野外抗体陽性の農場（+農場）です。+農場の状態になれば、繁殖豚の通常更新により、農場から陽性豚が順次排除されて陽性率が低くなり、清浄化が進みます。これらの陽性農場では、ADワクチンの全頭接種、AD陰性豚の導入、日齢別の採血による定期的なモニタリング検査、ピッグフローの見直し及び衛生管理基準の遵守等の対策を実施することで、農場の清浄化を目指しています。

また、平成24年度から、AD清浄性を確認する一つの条件である繁殖豚の全頭検査を実施しています。本県では、陰性農場または+農場で繁殖豚の陽性率が30%以下の農場を対象に検査を実施し、AD野外抗体陽性豚が摘発され、これら全てを淘汰した場合には、1頭あたり16,000円(早期淘汰は24,000円)



県内の繁殖豚及び肥育豚の野外抗体陽性率の推移



の補助金を支援する取り組みを行っています（AD清浄化推進総合対策事業）。

【過去5年間の取り組み結果】

本県では平成24年2月1日現在で429戸、約59万頭の豚が飼養されており、県内全ての農場について、毎年14頭以上のAD検査を実施しています。H20から5年間の年間平均で11,700頭（繁殖豚は約5,000頭、肥育豚は約6,700頭）の検査をした結果、AD野外抗体陽性率はH20に16.4%でしたが、H24には8.9%と大幅に低下しました。また、ステータス区分

【県内のステータス区分の推移（地域数）】

区分時期	I	II 前期	II 後期	III	IV	合計
H20年12月	21	72		15	0	108
H21年12月	26	66		25	0	117
H22年5月	2	46	75	25	1	149
H23年4月	0	31	62	23	5	121
H24年4月	0	15	37	25	14	91
H25年4月	0	8	28	27	10	73

では、H20.12月に21地域あったステータスⅠの農場がなくなり、ステータスⅡからⅣの区分に移行しました。さらに、ADワクチンの接種率は、新体制開始時の60%から80%と上昇が見られました。一方、繁殖豚の全頭検査結果については、H24に県内の71農場で実施し、459頭のAD陽性豚が摘発・更新されました。

【今後の方針】

AD清浄化が達成できない陽性農場については、特に++農場において重点的に指導を強化していく必要があります。また、+農場については繁殖豚の陽性率が低くなった農場において、引き続き、全頭検査を実施して、陽性豚の摘発・淘汰を推進していきます。一方、既に清浄化が達成した農場においても、県内には未だ陽性農場が存在していることから、外部からのADウイルス侵入を防ぐための衛生対策を継続するように指導していかなければなりません。

今後も生産者の清浄化への意識を高めるために、これまで行ってきた成果等を情報提供していくことで、引き続き、獣医師の皆さんをはじめ、生産者、行政が協力しながら、本県のAD清浄化を目指して行きたいと考えています。

こぼれバナシ

富士山頂で水銀測定

滋賀県立大学永淵教授（環境科学）らは、世界遺産に指定されたばかりの富士山頂で、2013年8月、大気1立方メートル当たり2.8ナノグラムの水銀濃度が測定されたと発表した。同教授らは07年に25.1ナノグラムを観測しており、中国大陸からの越境汚染とみられる。環境省の調査によると11年の全国平均は2.1ナノグラムで、健康被害を防ぐために、年間40ナノグラム以下とするように定められている。

水銀は金の精錬や石炭の燃焼で大気中に排出されるが、全世界で、年間1960トンの水銀が大気中に排出されており、中国はその3分の1を占めている。通常国内の工場などから排出される水銀は、富士山頂に到達することはない、偏西風などで、かなりの濃度のものが飛ばされ、富士山頂に到達したものと思われると同教授は言っている。

（S・S）

関東・東京合同地区獣医師三学会演題

日本産業動物獣医学会

豚の反芻獣ペスチウイルス感染事例における
ウイルス検査について○川西菜穂子¹⁾ 大谷芳子²⁾

1)茨城県県西家保 2)茨城県県北家保

I. はじめに

県内の一養豚場において、豚コレラ清浄性維持確認のため、抗体検査 (ELISA) を実施したところ、48.3% と高い陽性率を示した。豚群に臨床症状および血液生化学性状の異状は認められず、ウイルス検査等により、国内で初めてボーダー病ウイルス (BDV) に近縁の反芻獣ペスチウイルスが分離された。

II. 材料および方法

1 病理解剖

繁殖豚 1 頭 (抗体陽性) および発育遅延の肥育豚 5 頭について、病理解剖を実施した。

2 RT-PCR、ウイルス分離検査および遺伝子解析

飼養豚 363 頭の血清又は鼻腔スワブを材料として、RT-PCR (豚コレラ防疫指針記載の 324 および 326 プライマー使用) を実施した。RT-PCR で特異遺伝子が検出された 2 頭および病理解剖を実施した 6 頭の豚の主要臓器を用いウイルス分離を実施した。分離培養は CPK 細胞を用いて、4 日間 2 代継代した。ウイルス抗原の確認は培養上清の RT-PCR、遺伝子解析および FA により行った。FA は市販の豚コレラ FA、BVDV-FA (VMRD 社)、抗豚コレラウイルス (CSFV) モノクローナル抗体および抗汎ペスチウイルスモノクローナル抗体 ((独) 動物衛生研究所から分与) を用いた。

分離されたウイルスについて、ダイレクトシーケンスによる塩基配列の決定を行い、NCBI サイトで BLAST による相同性検索を実施した。また、MEGA4 を用いて分子系統樹を作成した。

4 抗体検査

血清 108 検体について、ELISA および指示ウイルスとして CSFV GPE- 株、BVDV Nose 株 (1 型) ならびに BVDV KZ91 株 (2 型) を用いた交差中和試験を実施した。

III. 成績

RT-PCR で特異遺伝子が検出された 2 頭および病理解剖豚 2 頭の合計 4 頭からウイルスが分離され、遺伝子解析の結果 BDV に近縁の反芻獣ペスチウイルスと判明した。抗体陽性率はそれぞれ ELISA 75%、中和試験 CSFV 28.7%、BVDV1 63.9%、BVDV2 0.9% であり、抗体価は BVDV1 が最も高かった。

IV. まとめ

今回、一養豚場において ELISA で高い陽性率を示したものの、抗原検査および抗体検査の結果から豚コレラは否定され、国内で初めて豚における BDV に近縁の反芻獣ペスチウイルスの感染が確認された。本事例は CSFV との鑑別診断が重要な事例であった。

Mycoplasma hyorhinis の関与が疑われた 豚のマイコプラズマ肺炎事例

○田邊ひとみ 矢口裕司

茨城県北家保

I. はじめに

母豚 130 頭飼養の一貫経営農場で、平成 24 年 5 月に病性鑑定を実施した子豚において、*Mycoplasma hyorhinis* (Mhr) の関与が疑われる豚のマイコプラズマ肺炎と診断した事例が発生したのでその概要を報告する。

II. 材料および方法

1. 検査材料

肺炎を呈している約 40 日齢の豚生体 2 頭 (No.1 および 2)。

2. 病性鑑定

定法に従い病理解剖、病理組織学的検査、ウイルス学的検査および細菌検査を実施した。

III. 成績

解剖所見では、肺で No.1 は全葉、No.2 は右中葉および副葉の一部で淡褐色肝変化を呈していた。

病理組織学的検査では、肺で No.1 の全葉、No.2 の中葉および副葉の一部に限局して、気管支および細気管支の粘膜固有層へのリンパ球浸潤、上皮の過形成がみられ、さらに No.1 では気管支腔内および肺胞腔内への好中球の浸潤およびマクロファージを伴う肺水腫がみられた。その他、No.2 鼻粘液腺上皮細胞で好塩基性核内封入体がみられた。肺の免疫組織化学的染色は、PRRSV、豚サイトメガロウイルス (PCMV)、*M.hyopneumoniae* (Mhp)、Mhr について実施し、No.1 および No.2 とともに病変部位の気管支および細気管支粘膜上皮で Mhr のみ陽性反応がみられた。

ウイルス学的検査では、CPK 細胞を用いた培養ではウイルスは分離されず、肺および血清を用いた PRRSV、並びに扁桃、肺および血清を用いた PCV2 の遺伝子検査では特異遺伝子は検出されなかった。

一般細菌検査では有意菌は分離されなかった。肺の 10% 乳剤を用いた Mhr および Mhp の遺伝子検査では No.1 から Mhr の特異遺伝子が検出され、市販液体培地による培養では Mhr が No.1 で 10^5 CCU/ml 以上分離された。

IV. 考察

検査成績から、No.1 を豚マイコプラズマ病、No.2 を豚マイコプラズマ病および PCMV 病と診断した。

豚マイコプラズマ肺炎は、成書によると Mhp により引き起こされるとされており、通常は肉眼所見および病理組織所見に基づき診断される。本事例においても、病理組織学的検査で豚マイコプラズマ肺炎と診断した。しかし、肺の抗原検索では Mhp ではなく Mhr のみが検出され、免疫組織学的検査からも Mhr による肺炎であることが疑われた。今後もデータを蓄積することで、Mhr の肺炎起病性について検討していきたい。

ガス麻酔時における呼吸の簡易確認法について

○新井茂雄

土浦市 新井ペットクリニック

麻酔の安全性を高めるためモニタリングが実施され、モニタリングの機器が普及してきている。

一般的な手術には執刀医、麻酔医、助手1～2名が必要と考えられるが、現状では執刀医、助手での実施が大半だと推測される。そのため、麻酔管理を執刀医が行う事が日常的だと思われる。

モニタリングしていても機器の監視が不十分のため麻酔ガスの過剰投与が見過ごされ、呼吸停止に陥る例があると聞いている。また、自発呼吸でのマスク使用ではモニタリング無しの例があるとも仄聞している。執刀医が麻酔管理（麻酔医）を兼任する事は術中の負担が大きい。

今回、術者の負担軽減のため、麻酔器の呼気弁を利用した被侵襲での呼吸の確認のための装置を開発、自作した。本装置は設置も簡易で、そのまま使用できるものである。まだ、改良の余地はあるが、十分に実用可能であり、使用している先生は、手術に専念出来るので負担が楽になったとの感想を述べている。

装置の概要

本装置は赤外線を利用し、麻酔器の呼気弁の開閉を感知し、LED、の点滅、ブザー音により作動の確認を行い、持続して呼吸の確認を行うものである。製作には全て一般の市販品を用いホームセンター等より購入し、加工したものである。

赤外線照射装置から呼気弁に照射し、反射光を感知装置で感知しLED、ブザー音で確認し、術者が現状を判断するものである。呼気弁には赤外線を反射するように加工したものを使用した。

現在の大きさは12×8.5×3.5cmのケースにスイッチ等の突出物があるが、使用に問題がない。電源として、DC3V.6Vが必要であり乾電池、ACアダプターを使用している。感知装置は呼気弁の上の空間に設置するので、特に問題は無い。

使用に際して

麻酔下の臨床徴候として認知されている呼吸の変化に着目したもので、それ故、呼吸リズムに乱れがあれば、麻酔関係のトラブルとみて、早期に対処し改善が可能となる。

ASA基準のClass I, IIの症例を1名の獣医師で実施する場合には術中の負担軽減が見込まれ、有用であると考えられる。

茨城県において検出された A群ロタウイルスの遺伝子型別結果

○本谷 匠¹⁾ 渡邊美樹¹⁾ 土井育子¹⁾ 増子京子²⁾ 原 孝³⁾

1)茨城県衛研 2)水戸保健所 3)退職

I. 背景

我が国のロタウイルス検出例はほとんどがA群ロタウイルスであるが、全国的にも遺伝子型別が積極的に調べられていないことや、ロタウイルスワクチンの流通が開始されたことから、その状況を把握することは重要となっている。

今回、2009年度から2012年度までの4年間に当所において検出されたA群ロタウイルスについて、抗原性を担うVP7及びVP4遺伝子を解析し、遺伝子型別を調べたので報告する。

II. 材料及び方法

2009年4月から2013年3月までに行政検査のために採取され、茨城県衛生研究所においてA群ロタウイルスと同定された糞便71検体を供使した。

糞便検体をPBS(-)で10%乳剤に調整し、10,000rpm、20分間遠心分離した上清を抽出キットで抽出し、逆転写反応を行い、c-DNAを作成した。型別を把握するために、VP7領域およびVP4領域でPCR産物のサイズから遺伝子型を決定する方法および増幅産物をダイレクトシーケンス法により塩基配列を決定し、ClustalW解析を実施する方法を併用した。

III. 結果

検出時期のピークは4月にあった。検出された遺伝型はG1P[8]が41検体、G2P[4]が7検体、G3P[8]が19検体、G9P[8]が4検体であった。検出された施設については保育園が16ヶ所、小学校が3ヶ所、老人ホームおよび養護学校が各1ヶ所、入院事例などを含む散発例が6ヶ所であった。茨城県では平成24年度から小児科定点で検出されたロタウイルスの遺伝子型別を調べているが、2012-2013シーズンはG1P[8]が12検体、G2P[4]が1検体であった。

IV. 考察

検査結果から、茨城県におけるA群ロタウイルスによる感染性胃腸炎の半数はG1P[8]によるものであると考えられる。G2P[4]も2010～2011シーズン以降、毎シーズン検出されているが、G1P[8]と比較するとその数は少ない傾向にある。また、そのほかの遺伝子型の流行には波があることが推察され、全体の90%以上が小児の関与する施設であり、ロタウイルスが小児で流行・重症化しやすいことが伺えた。また、小児科定点の結果から、2012～2013シーズンの流行は、G1P[8]が主流であることが推察された。

ロタウイルスワクチンは販売が開始されてからまだ日が浅く、一般的に浸透していないが、今後ワクチンが浸透していけばロタウイルスの重症事例及び流行が減少する可能性、遺伝子型が大きく推移していく可能性が推察されるため、今後も調査を継続したいと考えている。

管内と畜場搬入豚におけるメチシリン耐性 黄色ブドウ球菌の保菌実態調査

○佐藤友美¹⁾ 尾崎紘子¹⁾ 笠井明美²⁾ 杉山照美¹⁾ 蔵淵洋一¹⁾

1) 茨城県県北食肉衛検 2) ひたちなか保健所

I. はじめに

メチシリン耐性黄色ブドウ球菌 (Methicillin-resistant *Staphylococcus aureus*; MRSA) は院内感染の原因菌として重要視されている。欧州ではと畜場搬入家畜や畜産従事者が高率に MRSA を保菌していることが報告されており家畜における MRSA 汚染が問題となっているが、国内での報告は少なく実態は不明である。そこで今回管内と畜場搬入豚の MRSA 保菌調査を行ったところ過去の調査に比べ高率に分離されたので報告する。

II. 材料および方法

2013 年 2 月～3 月に管内と畜場に搬入された県内産の豚 100 頭の鼻腔スワブを採取した。増菌培養し薬剤添加スクリーニング培地で分離後、PCR 法による *mecA*, *femA*, *pvl*, *mecALGA251* 遺伝子検索を行い簡易同定キットにより菌種を同定した。ディスク法によりオキサシリン (MIPIC) に対する感受性を調べ、耐性を示した *S. aureus* を MRSA と同定し、MRSA を対象に SCCmec 型別を行った。

III. 結果

21 ロット中 8 ロット (38%)、20 頭 (20%) の豚から *S. aureus* が検出され、うち 8 頭から 8 株の MRSA が検出され、SCCmec 型別により 5 株が SCCmec V と同定された。他の 3 株は *mec* class B を保有していたが *ccr* type が特定できず型別に至らなかった。今回分離された株で *pvl*, *mecALGA251* 遺伝子を保有する株はなかった。

IV. 考察およびまとめ

100 頭中 8 頭 (8%) の豚から MRSA が検出され、これは国内における過去の調査 (2004 年:0%, 2010 年:0.9%, 2012 年:1%) に比べ高率であった。また、海外の LA-MRSA の多くが保有する SCCmec V 型を保有する MRSA が分離された。国内における豚由来 SCCmec V 型の MRSA の報告はなく LA-MRSA と同様の株が浸潤している可能性が考えられたが今回は LA-MRSA との関連までは検討できなかった。

今回と畜場搬入豚の MRSA の保菌率が過去の調査に比べ高率であったことから、家畜への MRSA の浸潤が懸念された。家畜間で MRSA 汚染が拡大すると、家畜が自然界における耐性遺伝子のキャリアとなり市中および医療現場に拡大していく可能性があるため今後とも家畜における MRSA の保菌状況をモニタリングし動向を注視していく必要がある。

夏休み親子見学会について

○佐藤要介¹⁾ 鈴木香世²⁾ 理崎清士¹⁾ 川島邦子¹⁾

1) 茨城県動物指導センター 2) 茨城県県西食肉衛生検査所

I. はじめに

茨城県動物指導センター（以下「センター」という。）の動物棟は、犬猫の命を絶ち、焼却を行う施設でもあることから、原則として関係者以外立入を禁じているが、近年は動物愛護思想の普及とともに、県民の犬猫に対する意識も高くなりつつあることから、今まで以上に多くの方にセンターの現状を知ってもらう必要があると考えている。

今回、茨城県では動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 38 条に規定された動物愛護推進員（以下「推進員」という。）と協働し、センター開設以来初めて施設を一般公開した事業を実施したので、その概要を報告する。

II. 内容等

1. 目的

犬猫の殺処分を減少させるため、センターに収容されないようにするための方策について参加者に考えてもらうこと。

2. 内容

開（閉）会式その他、推進員による今回の企画の趣旨説明、基調講演、センターの業務説明、動物棟見学、推進員の活動報告および絵本の読み聞かせを行った。

3. アンケート内容

センターの存在を知っていたか、今後も本事業の継続を望むか、基調講演の感想および本事業の感想について記載をお願いした。

III. 結果

平成 24 年 8 月 21 日（火）から 8 月 23 日（木）、各日午後 1 時から午後 3 時まで行い、参加人数は 32 組 82 名であった。

また、アンケートは、各日終了後 1 世帯あたり 1 枚渡し、郵送又は FAX で提出願ったところ、20 組 27 名（子供：12 名、大人：15 名）から回収できた（世帯あたりの回収率：62.5%）。

IV. まとめ

今回は、推進員が主体となり、一般県民への動物棟の公開という初の試みにもかかわらずトラブルもなく、企画した推進員はもとより、参加者全員から本事業の継続を望む声が寄せられる結果となった。

また、周知期間が 1 月もない中で、3 日間で 32 組 82 名の参加者があったことは、初回としては満足のいく結果となり、アンケートの回答から 60% 以上の方には、本事業の目的について理解していただいたと思われた。

今後は、犬猫が殺処分されている現実だけでなく、その背景、原因等についてより高いレベル、広い分野で県民と相互理解し、多くの方が少しでも動物愛護思想の向上を図れるような企画を展開していきたい。

殺鼠剤中毒が疑われた豚の LC/MS/MSを用いた検出事例

○會田雄治¹⁾ 野村正幸²⁾ 真原進¹⁾ 石塚昌揮³⁾

1) 茨城県県西食肉衛検 2) 茨城県動物指導センター 3) 退職

I. はじめに

平成 24 年 6 月 21 日、管内 A と畜場の搬入豚において、枝肉検査時に殺鼠剤中毒を強く疑う特徴的な所見を認めた。当該枝肉から腎臓および筋肉を検体として採取し、LC/MS/MS を用いた迅速一斉スクリーニング法（以下、「スクリーニング」という。）および平成 17 年 1 月 24 日付け食安発第 0124001 号中「HPLC による動物用医薬品等の一斉試験法 I（畜水産物）」（以下、「一斉 I」という。）を行ったところワルファリンを検出した。また、検査結果をもとに殺鼠剤の使用管理について A と畜場を通して農場への注意喚起を行ったのでその概要を報告する。

II. 材料及び方法

試料は、管内 A と畜場にて殺鼠剤中毒が疑われた豚の腎臓および頸部筋肉を用いた。また、試薬はワルファリン標準品（Dr.Ehenstorfer GmbH 社製）を清秤し、メタノール等で適宜希釈したものを使用した。

方法は、LC/MS/MS によるスクリーニングおよび一斉 I による定量を行った。なお、LC 装置は Waters 社製 Alliance2695、カラムは化学物質評価研究機構製 L-column2 ODS (2.1 × 100mm)、MS/MS 装置は Waters 社製 Quattro Premier XE を使用した。

III. 結果および検査所の対応

スクリーニングでは、腎臓からワルファリンのピークを認めたが、頸部筋肉からは明瞭なピークを認めなかった。また、一斉 I では、腎臓から残留基準値を超えるワルファリンが検出された。

平成 24 年 6 月 27 日、検査結果をもとに A と畜場に文書による情報提供を行い、A と畜場から当該農場に注意喚起を行わせた。また、平成 24 年 7 月 25 日、当所職員と畜場経営者等との会議にて再度注意喚起を行った。

IV. 考察

今回の事例以降は、当該農場から搬入された豚に殺鼠剤中毒を疑う所見を呈するものは確認出来なかった。このことから、当該豚のみが殺鼠剤を誤食したと考えられる。豚が殺鼠剤を誤食する原因としては、ネズミ等が殺鼠剤を運ぶことによる飼料や飲用水への混入が考えられ、また、近年では薬剤耐性を獲得したスーパーラットの存在も認められており、多くの殺鼠剤を体内に蓄積しないと致死量に達しないため、その死骸を口にした家畜が重度の中毒となる可能性もある。

殺鼠剤は、家畜伝染病等の予防対策の観点から畜舎に侵入するネズミ対策として使用する事が多く、その使用管理について注意が必要である。以上のことから引き続きと畜検査において的確な診断と速やかな農場への注意喚起が行えるよう注視していきたい。

動物愛護月間に想う

—終末期獣医療と安楽死の確立を願う—

保健福祉部支部 鈴木睦夫

1 動物愛護考あれこれ

9月は、動物愛護月間。おいおい、何言ってるの？「動物愛護週間」の間違いじゃないの？いえ、間違いではありません。まだまだ周知不足もありますが、茨城県では動物愛護週間（9月20日から26日まで）を拡大延長し、9月いっぱい「動物愛護月間」と定め、県獣医師会をはじめ市町村や関係団体、ボランティアの皆様のご協力とご支援を頂きながら、県内各地で様々な啓発イベントを集中的に展開しています。

ところで、日本では「〇〇週間」なるものが数多くあります。ちょっと思いつくだけでも、黄金週間（GW）、愛鳥週間、水道週間、歯の衛生週間、自殺防止週間、結核予防週間など、など。ガラケーから乗り換えたばかりのスマホを軽快に操り、ウィキペディア「日本の週間一覧」を検索すると。えーっ、〇〇週間ってこんなにあるの、と正直びっくりです。中には初めて聞くテーマに、こんなマイナーな〇〇週間もあるんだ、と目から鱗。月別に掲載された「〇〇週間」を数えていくと、なんと76種類もある。1年間は52週。日々何かしらの〇〇週間が、途切れることなく重複するかのようには設けられている勘定になります。それぞれの週間は、目的に応じて施策の集中化や啓発の重点化が進められていますが、法律本文で「週間」の名称や時期が定められているのは、この「動物愛護週間」ただ一つと聞いています。うーむ、まさに唯一無二の正統派なんだ、とひとり納得です。法律制定当初から動物愛護の普及啓発をいかに大きな国民的課題として考えていたのかが、今更ながら思い知らされる所以でもあります。

さらにウィキペディアで、「動物愛護週間」を

検索。すると、「動物愛護週間（英語：Kind to Animals Week）は、動物を愛し、動物と人間の絆を深めることを目的として定められた記念週間。アメリカ動物愛護協会が1915年に制定したのが始まり。5月第1日曜日から7日間にわたって、各地の動物愛護団体が色々な企画を催す。」との解説です。

うむむ・・・、「動物愛護週間」発祥の地、米国では時期が違うのか。ではなぜ、日本では秋のお彼岸時期に絡むのだろうかとの素朴な疑問が湧いた。自分なりの勝手な想像をめぐらすと、法案の検討に際して、命ある動物に思いをはせてもらうために、極めて日本人らしい発想から、先ず先祖供養を思い浮かべたものの、さすがに真夏のお盆は除外するとして、暑さ寒さがしのぎやすくなる「お彼岸」を動物愛護週間の候補として検討した結果、春の彼岸は年度末にあたり進学や就職、あるいは引っ越しなど何かと気ぜわしい時期でもあり、日本列島では春にほど遠い地域もあることなどから、秋の彼岸に軍配を上げたんだらうな、との推論に至りました。これ、本当かな？どなたかご存じの方、正しい理由をご教授下さい。

次に湧いた疑問は、「動物愛護」の英訳についてです。動物愛護週間（英語：Kind to Animals Week）を直訳すれば、「動物への親切週間」でしょうか。「動物愛護」の英訳を調べると、protection of animals（直接的な動物の保護）、animal rights（動物の諸権利）、animal welfare（動物の福祉）などが挙げられており、「愛護」に相当する適訳はどうも存在しないようです。それぞれの英訳からは、私が勝手にイメージしている、物言わぬ動物の習性や生理を理解したうえでの他者へのいたわりや

慈しみの心を育む多様な活動＝「動物愛護」の概念とは、相当なずれを感じるどころです。そうした意味においても、日本の動物愛護は、日本人らしい価値観に基づいた独自の進化を遂げていくべきものという感じがしてなりません。言ってみれば日本独自のガラパゴス的な「動物愛護」です。社会には動物が嫌いな人が少なからずいることも事実です。単に動物好きを増やすことだけが目的ではなく、動物が嫌いな人に対しても、飼い主としてなすべき十分な配慮を講じることは勿論のこと、動物と飼い主の存在と地域での共生に肯定的な理解をいただくとともに、動物を含む他者とりわけ弱者へのいたわりや慈しみの心を育むことも重要なことだろうと考えています。

2 改正動物愛護管理法の施行

さて、この9月1日から改正動物愛護管理法が施行されました。犬猫販売業者に対する規制の強化に加えて、終生飼養の徹底を図るため、一般の飼い主からの犬猫の引取り要請についても、高齢や病気などを理由とする場合は、行政が引取りを拒否できることとなりました。これまでも、動物指導センターでは、引取りを求める飼い主に対して、その理由を詳細に聴取したうえで、継続飼育するよう再考を促す説得をしたり、二度と引取りを求めることがないよう事後指導を強力に推進するなど、殺処分される不幸な犬猫を一頭でも減らすべく職員一丸となって取り組んできました。こうした取り組みが奏功し、飼い主からの引取り頭数は年々減少傾向にあります。しかしながら、旧法では「所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない」との規定があったため、職員の懸命な説得にも耳を貸さない一部の不心得な飼い主がいたことも事実です。犬・猫の高齢や病気を理由として持ち込む飼い主の中には、かかりつけの獣医師に相談したところ安楽死を断られ、動物指導センターへの引取りを勧められたと申し

立てる方も散見されたようです。中には、明らかに余命数日程度と思われる犬・猫が持ち込まれるケースもありました。飼い主の腕の中で家族に見守られながら、獣医師の処置を受け静かに生を全うするという「安楽死」の選択や正しい普及、またそれを認める条件等についても「終末期獣医療」を考える中で、そのあり方を議論する時期に来ているのではないのでしょうか。今回の法改正に伴い、高齢や病気などを理由とするケースでは、行政が引取りを拒否することができることとなりましたが、拒否した場合の受け皿としても「終末期獣医療」における「安楽死」について、臨床獣医師間での統一された見解と対応が求められるものと考えます。

3 獣医療における「QOD (Quality of Death) 死の質」

唐突ですが、この夏（8月6日）、「確かな社会保障制度を将来世代に伝えるための道筋」という副題を付して、社会保障制度国民会議の報告書が公表されました。この報告書では、社会保障と税の一体改革として、社会保障4分野（年金、医療、介護、子育て）の今後の方向性を示す改革案が示されています。私が個人的に着目したのは、「医療のあり方」の記述中、「QOD（クオリティ・オブ・デス）」について触れた記載です。私も「QOL：生活の質」については、かねてからその意味を承知していましたが、「QOD」は正直はじめて目にした単語です。以下に、報告書概要版の該当部分を原文どおり記載します。

○ 死生観・価値観の多様化も進む中、医療のあり方は、医療提供者の側だけでなく、医療を受ける国民の側がどう考え、何を求めるかが大きな要素。死すべき運命にある人間の尊厳ある死を視野に入れたQODも射程に入れて、人生の最終段階における医療のあり方について、国民的な合意を形成していくことが重要。（下線も原文どおり）

この報告書では、人の医療において「QOD：死

に至る状態の質」を「QOL」向上のための裏返しの問題として捉え、今後尊厳死も視野に入れた国民的な議論を深めるべきという提言と受け止めました。翻って、物言わぬ動物が果たして自ら尊厳死を求めるかどうかは判りませんが、飼い主が出来る限りの愛情と資力を投じて獣医療を施した結果、主治医が行える獣医療が延命治療しかない状況に陥った場合や治療をすることがかえって苦痛を与える場合など一定の条件に限って、飼い主の求めに応じた選択肢として「安楽死」を提案することも必要なことだろうと考えます。伴侶動物として人生を共にしてきた愛する犬や猫の痛みや苦しみを間近で見るのが辛く耐えられないと訴える飼い主も少なからずいるようです。加えて、ペットロスに陥った飼い主の心のケアなど、「終末期獣

医療」に関しては、QODを含め検討すべき様々な課題もあるようです。動物愛護を考えると、いつの日か必ず訪れる飼い主と動物との悲しい別れについても、獣医師が介在し果たすべき役割は重要であり、また社会的な期待も大きなものと考えています。

今後、日本獣医師会等において終末期獣医療と安楽死のあり方が広く議論され、その方向性が示されますことを心から願いつつ、会員諸兄姉に日ごろから狂犬病予防及び動物愛護管理行政に対する格別なご協力ご支援を頂いておりますことに改めて心からの御礼を申し上げまして、拙文を動物愛護月間に因む雑感といたします。

平成25年 中秋の名月に記す。

こぼればなし

消費税余聞

政府は2012年8月、民主党政権下で、「経済状況の好転」を条件に、14年4月から消費税率を5%から8%に値上げするという改正消費税法に基づき、17年ぶりに消費税を値上げすることを決定した。改正理由は、社会保障の財源を確保し、財政再建を図るためとしている。北欧など福祉の進んでいる国では、25%の消費税率の国もあるという。高度の福祉を得たければ高い税負担もやむを得ない。税金が上がるのはいやだ！しかし福祉はもっと受けたい…では理屈が通らない。【人（5本指）はタコ（8本足）からイカ（10本足）へと進化する？】

日本が初めて消費税を導入したのは、1989年4月。97年4月に3%から5%に値上げする時、ある清涼飲料水メーカーの社内会議で、「100円を102円にせず、内容量を2円分減らしたらどうだ」という発言があったが、製造担当は、「2円分減らしたら内容量は0になります…」と答えたという。考えてみたら、350ccで2円もしない清涼飲料水を、100円で買うあほらしさ。私は1987年オーストラリアを旅した時、オーストラリアはアメリカ、ニュージーランドとアンザス条約を結ぶ同盟国でありながら、牛乳の消費減退を防ぐため、アメリカのコカコーラを街角で販売することを禁じていると聞いた。日本の現況を見ると、牛乳を飲むと太るから…とか言って、牛乳が売れなく、20代の娘が80歳台の骨をしている現実を見ると、氾濫している清涼飲料水の販売には、ある程度の歯止めをかけるのが、成熟した国家の有り様ではなからうか。（S・S）

憲法改正問題を考える

— 貴方は改憲派か それとも護憲派か —

勤務退職者支部 諏訪 綱雄

最近憲法改正の動きが、政界やマスコミの間に活発化し論議されだした。度重なるテロや戦争の勃発で、世界の混沌とした情勢が一つの要因になっているかも知れない。

わが国の現行憲法は、終戦後の昭和22年9月3日に公布され、その施行は翌年の5月3日とされ今日に至っていることは誰しもが承知のことと思う。以後60年間この憲法は、問題があれば、その都合のよいように解釈され、その範囲内で事が運ばれて来たことは事実である。首相が安倍さんに交代されてから憲法改正の機運が激しくなり、憲法改正に必須条件である国民投票法の可決が自民党・公明党の議員の賛同で可決された。しかし、世論は9条の戦争放棄を信条とする護憲派と国連思想をバックにした世界の流れに沿う改憲派に分かれ、賛成、反対論争が入り乱れている状態が続いている。

ある日の読売新聞で、現憲法の成り立ちの記事を読んだことが切っ掛けで、50年も前の若い頃であ

るが、先輩からこの本は、是非読んでおいた方がいいよと言われて、読んだ本のことを思い出した。その本はアメリカ「シカゴ・サン」紙の特派員で終戦直後の昭和20年に、日本の実態報道のために来日していたジャーナリストMark Gayn著『ニッポン日記』であった。私のおぼろげな記憶の中には、この本の中に憲法制定の経緯が書かれていたことを思い出したからである。

しかし、随分と古いことで、この本を探すことから始めなければならない。あっちこっちをかき回し、ようやく倉庫に在ったりんごの木箱の中から見つけ出した。昭和26年に発刊された本だった



動物名のルーツを探る (シリーズ24 ツル)

ツル (鶴)



ツルの語源の由来は、昔から幾つもの説があった。

古書『日本釈名』には、ツルは連なりで飛ぶ鳥であるため、ツルとしたとある。また、『和訓栞』では、ツルの鳴く声によるものとされているし、朝鮮語のツリがツルになった等色々な名称の由來說がある。更にツルの名は、ツルムから来ているとの説もある。このことは古くから動物の交尾のことをツルムとかツルブと言っていたが漢字では、

婚と書く。因みにツルムは交尾む、孳尾む、遊牝むとも書くことがある。

結婚とは、つるび結ばれたことで鶴の繁殖期の求愛ダンスの行動がこの鳥をツルム鳥とされ、これが元でツルになったとも言われている。ロシアのウスリー付近で繁殖し、わが国の北海道釧路地方で越冬することが知られているツルは、頭の頂が赤いことから「丹頂ツル」と呼ばれ、学術的にはグルマ・ヤポネンシスと命名されている。

(T・S)

めか、紙の質も装丁もお粗末であるが、色あせた姿で50余年ぶりにお眼にかかることが出来た。昭和26年11月筑摩書房の発行定価200円とある。表紙の裏に下手糞な字で1951.12.21求む諏訪と署名しているところから昭和26年の頃に畜産局衛生課に出入りしていた本屋を通じて購入したものであったろう、懐かしい思いでカビの臭いの有る頁をめくって見る。

マーク・ゲインは、昭和20年(1945)12月はじめ、厚木飛行場に着いてその後1年余日本に滞在し、終戦直後の日本の実相報道の任にあたっている。その間の体験を日記風に記録したものが「ニッポン日記」である。

彼は、日本に着いたときの印象を次のように語っている。「1945年12月5日厚木に着陸した。滑走路は爆撃跡を埋めて、あばたになっていた。曲がりくねった道路を東京目指してジープを走らせた。横浜に近づくと日本の被害の重大さがはっきりしてきた。見渡す限り一面の廃墟だった。ボロボロの着物を着た人たちは、取り乱した様子だった。破壊された跡は、余りにも広く壊れたバスや電車は、その場に置かれたままだった。ここは、まさに人間の拵え上げた砂漠だった。何もかも醜く、荒れ果て、崩壊した煉瓦と漆喰から立ち上る埃の中にかすんでいた」と。

「ニッポン日記」によると、憲法の草案は昭和21年2月マックアーサー総司令官の命によって、日本国政府機関と連合軍の草案起草は同時に進行されていたらしい。日本側の草案の主文は、憲法学者であり天皇大権護持の思想を持つ松本蒸治氏を中心に、幣原首相、吉田茂外相、樫橋渡書記官、白洲次郎終戦連絡事務局長等が当たった。一方連合軍側では、ホイットニー代将、ケイデイス大佐、フッセイ司令官等がその任にあたった。しかも、新憲法草案の骨子としてマックアーサー元帥から三原則を挿入するよう要請があった。その三原則とは、1、日本は戦争を放棄し、軍備を廃し、再軍備をしないこ

と。2、主権は国民に帰属し、天皇は国家の象徴と叙述されること。3、貴族制度は廃止し、皇室財産は国家に帰属せしめることというものであった。

昭和21年2月19日に幣原首相の官邸で、お互いの新憲法草案が検討されることになった。その席上でホイットニーは「日本側の草案の下書きを検討したが、その結果全く容認できないものである。ここで我々は総司令官の承認を得た文章を携えてきた。討議に入る前に諸君がお読みになるため15分間だけ時間を与える」そしてホイットニーらは、隣の部屋のベランダに退いた。丁度そのときアメリカの爆撃機が轟音とともに威圧するかのよう、家をゆすりながら飛び去っていった。という。

15分経ってホイットニーが部屋に戻ってきたときには、松本草案は机上に無く英文のアメリカ案のみがあった。その後数分間草案についての検討が形式的に行われ、日本側はアメリカ側の草案については、日本の伝統にそぐわず全く非日本的なものであることを力説したが、聞き入れられることはなかったという。そこで日本側は、アメリカ草案の英文だけしか見ていないので、日本語翻訳を要求し時間稼ぎをしようとした。その翻訳文についても言葉も精神も全く日本語でないと、語法上の争いがしばらく続くことになった。結局この草案は、白州次郎氏が翻訳することになり、大変な苦勞をしながら日本流に直し翻訳され、国会の承認を得て翌年の昭和22年9月に日本国新憲法として公布された。

このような経緯で制定された現在の憲法は、人民の主権を認め、人民の自由を保証し、更に国政を司る政府の行為も抑制できる規定も盛り込まれていて悪い憲法ではないと思う。ただ、この憲法は、戦後の連合軍の占領下で押し付けられた外国製のものです。日本の国民の中から自然的に出来たものではない事である。最近、憲法改正についてのマスコミの報道を見る度に、真から日本国民の意思による本当の国民の総意による新憲法が出来ることを期待したいものである。

漢字文化圏に於ける主な動物の漢字音

勤務退職者支部 諏訪 綱雄

昨年、農水省時代の頃の大先輩から、以前から暇にまかして研究していた漢字文化圏の『漢和韓越辞典瀏覽』が完成し、製本したから参考までにとの書面が添えて立派な書籍を贈っていただいた。以前から語学が得意だった方で、その方面の研究をされていたことは聞いていた。その贈って戴いた書籍は、B5版の360余ページにも及び、その中に収録された漢字は、実に4000字も収録されていた。ライフワークとして見事な労作「漢和韓越」の辞典である。

この『漢和韓越辞典瀏覽』の中から畜産や動物に関係する漢字を拾い読みして見たところ、漢字の音読みの発音は、国ごとに若干の違いはあるが、似かよっていることが多い。例えば馬という漢字の場合日本では「ウマ」、「マ」、「バ」、「メ」と読まれるが、中国では「マ」、韓国でも「マ」、ベトナムでも「マ」とされている。また、豚についても、日

本は「トン」「ブタ」、韓国でも「トン」、中国は「トゥン」ベトナムでは「ドオン」と発音されている。

興味本位でこの辞典から家畜関係、さらに各種動物の漢字名を漢字文化圏即ち、日本、中国、韓国、ベトナムの読み音を表にまとめて見たので参考にして頂きたい。なお、日本語欄では、平仮名は音読とした。カタカナは訓読みとし、中国、韓国、ベトナムの欄は、すべてローマ字体にしてある。

漢字文化圏とは、いにしえの頃、古い中国王朝国家の制度や政治思想等の文化を漢文（漢語）を通して受けた国々のことで、現在その範囲は中国、日本、韓国（北朝鮮含む）、越南（ベトナム）等が含まれる。

現在これらの国では、長い歴史の中でその漢語を中心にした各国独自の語を制作し自国語として使用している。我が国においても漢語を中心に、「ひらがな」や「カタカナ」を作り出し、漢字と併用し

こぼればなし

決められない政治

日本では6年間に6人も総理が変わり、リーダーシップが欠如し、世界から軽蔑的な目で見られていた。ところが、13年10月1日、安部総理が、不人気な消費税の値上げを一気に決定した。一方米国では、連邦債務はすでに法令で定めた16.7兆ドル（約1630兆円）の上限にほぼ達している。そのため議会が上限を引き上げないと、新規国債を発行することができず、国債償還・利払いも行き詰まり、債務不履行（デフォルト）が現実味を帯びてくる。議会の合意がないため、10月1日からの新年度予算が成立せず、政府機能の一部が停止し、約80万人の連邦職員が自宅待機となった。国立博物館や国立公園などが閉鎖された状態となり、これは17年ぶりの異常事態。こうなった原因は「ねじれ国会」のためであり、かつての日本を笑えない状態。即ち、与党民主党が多数の上院で「医療保険制度改革」を含んだ暫定予算が可決したが、野党共和党が多い下院では、この暫定予算を否決し、別の暫定予算案を可決した。上下両院の調整がつかず膠着状態となり、そのため政府機能の一部停止という羽目となった。国民皆保険制度がない米国では6人に一人は無保険状態だという。早速米紙ウォール・ストリート・ジャーナル紙は「大逆転！…決断力のある日本と機能が損なわれた米国」と題する皮肉たっぷりの記事が掲載されたという。（S・S）

国語として通用させている。同様に韓国やベトナムにおいても自国語を作って使用し、現代は漢語は使わなくなっている。

現在では、中国のように漢民族を主要とする国以外では、漢字を日常的に使用している国は、日本のみであってベトナムでは完全に漢字を廃止しているし、北朝鮮では公式には漢字を廃止して学校教育の中で特別に漢字教育を行っているらしい。また、韓国においても漢字の廃止は公式ではない

が、漢字教育も無くなったため、今では国民の多くは漢字を読める者は少なくなった、とされている。しかし、言語はそれぞれの独自の国語に変革してきたが、生活文化の流入については、今でも残されたものが多々見られる。その一部についてみると、食事における箸の使用や喫茶の習慣、さらに家の屋根に載せる瓦の使用等の生活文化は、漢字文化圏で見られる現象である、とされている。

漢字文化圏の漢字音読みの動物名

動物漢名	日本	中国	韓国	ベトナム
1 牛	ぎゅう, ウシ、ゴ	u	niu	nguu
2 馬	ば、マ、ウマ	ma	ma	ma
3 豚	とん、ブタ	ton	tonun	don
4 羊	よう、ヒツジ	yang	yang	duong
5 兔	と、ウサギ	tho	tu	tho
6 鶏	けい、ニワトリ	kye	ji	ke
7 鴨	おう、アヒル	ap	ya	ap
8 犬	けん、イヌ	kyeon	quan	khyen
9 猫	びょう、ネコ	myo	mao	mieu
10 猿	えん、サル	weon	yuan	vien
11 鼠	そ、ネズミ	seo	shu	thu
12 雉	ち、キジ	chi	zhi	ngu
13 熊	ゆう、クマ	ung	xiong	hung
14 虎	こ、トラ	ho	hu	ho
15 狐	こ、キツネ	ho	hu	ho
16 狸	り、タヌキ	ri	rli	li
17 猪	い、イノシシ	ceo	zhu	tru
18 鳥	ちょう、トリ	co	niao	dieu
19 獣	じゅう、ケモノ	ceo	zhu	tru
20 醫	い	yi	yi	y

忍び寄る恐怖

勤務退職者支部 菅原茂美

最近、世界中に、ある病魔の足音がヒタヒタと近寄っているのを、多くの人々は認識していない。その病魔とは『天然痘関連事情』である。人類の叡智で、地上から葬り去られた悪魔に、再活躍されては、たまったもんじゃない。

「天然痘」とは「痘瘡」または「疱瘡」とも呼ばれ、天然痘ウイルスを病原体とするヒトの感染症の一つである。非常に感染力が強く、全身に「膿疱」を形成し、昔は致死率3分の1とさえ言われた。そのため時により国や民族を滅ぼす遠因ともなった。本病は、例え治癒しても瘢痕（あばた）が残り、世界中で「悪魔の感染症」と言われ、20世紀だけで、3億人以上が命を奪われた。1960年代には、世界中で毎年2000万人が感染し、およそ200万人が死亡。

本病の対応策を調べてみると、1796年、イギリスの外科医エドワード・ジェンナーが、「牛痘」に感染した人は、天然痘に対して免疫を持つ事を知り、1798年、「牛痘種痘法」を開発し、画期的な効果が見られるようになった。

【ジェンナーの功績：

18世紀頃イギリスでは、一般的に天然痘予防策として、天然痘の軽い患者の膿疱から採取した膿汁を、健康な人に接種していた。しかしこの方法では発病する人もあり、死亡する人さえ続出した。ところが、牛飼家族に殆ど天然痘が発生しないことにジェンナーは気づき、1796年、8歳の少年に牛痘の膿汁を接種し、6週間後に天然痘の膿汁を接種しても、少年は健康のままであった。ジェンナーは96年に、これらの経過を記録として公表し、その論文の中で、初めて「ウイルス」という言葉を使った。ジェンナーは、牛痘を接種するという事で、宗教界などから多くの反論があったが、優れた効果のため、世界に受け入れられ、後、フ

ランスのパスツールにより、現代的なワクチンに改良され、人類から天然痘は駆逐された。

日本では寛政4年(1792)、ジェンナーより早く、秋月藩(現福岡県)の藩医・緒方春朔が、人痘接種により、予防に効果を挙げた。その後、日本で牛痘が接種されるのは文化7年(1810)ロシアに拉致されていた中川五郎治が帰国後、初めて牛痘を接種し、成功したが秘密にしていたため、広く普及することはなかった。その後、牛痘接種が正式に採用されるのは嘉永2年(1849)佐賀藩がワクチンを輸入・接種してからである。】

天然痘の最古の記録はBC1350年頃エジプトに、物的証拠としてはBC1100年代に没したエジプト王朝のラムセス五世のミイラにその痘痕が見られる。430年頃アテネのペストと言われた記録は、明らかに天然痘であり、BC165～150年にかけてヨーロッパでは少なくとも350万人がこの病気で死亡したと言われる。

中国では、495年に「斉」の国で、「北魏」から本病が侵入したと記録があり、後、たちまち全土に広がり、6世紀前半には朝鮮半島にまで蔓延した。

日本では、神をないがしろにし、仏教を導入した天罰として天然痘が侵入したように「日本書紀」には記されているという。586年、敏達天皇の崩御も天然痘と考えられ、752年開眼の奈良の大仏は、この病魔を鎮める祈願のためといわれる。そして北海道では江戸時代、内地の商人により、アイヌ民族に初めて天然痘が散見されるようになったと言われる。

天然痘こぼれ話：春日の局は、幼少のころ天然痘に感染しており、免疫があると判断され、家光の乳母に任命された。しかし家光は軽く発症した

ので、局はわが命をかけても…と、家光の治癒祈願をし、家光全恢後、彼女は神仏への約束を守り、家光がどんなに勧めても、生涯、薬を服用することはなかったという。

わが国の著名人の天然痘発症記録は、明治天皇・高杉新作・夏目漱石など多数あり。

＊

天然痘を撲滅した経緯：1958年、世界保健機構（WHO）が総会で「世界天然痘根絶計画」を可決し、世界各地でその強力な推進が図られた。

中でもインドは、最も被害が酷かったが、それは「天然痘にかかった人は、幸福がもたらされる」という宗教上の観念が根強かったからといわれる。WHOは天然痘患者が発生すると、その発病1か月前から患者に接触のあった人々を徹底的に洗い出し、種痘を行い、ウイルスの伝搬・拡散を防いだ方法が功を奏し、まずインドから天然痘患者の激減を図った。この方針はアフリカ・南米でも実施され、1971年には、両大陸から天然痘は根絶された。

そして1975年、バングラディシュの3歳の女の子がアジアで最後の記録が残る患者となった。更に1977年、ソマリア人青年が自然感染最後の患者となり、その後3年経っても、世界中から一人も発生がみられなくなったので、1980年5月8日、WHOは、「天然痘根絶宣言」を行った。天然痘は人間に感染する感染症で、人類が根絶した唯一の例といわれる。

そして1980年アメリカとロシアの特定機関を除いて、世界中の天然痘ウイルスは全て破棄された。そしてこの両施設のウイルス株もWHOで破棄する決議が行われたが、2001年の同時多発テロ以来、万が一に備え、現在も破棄されず保持されたままになっているという。

一方、日本では1955年の発生が最後で、現在ワクチンが一部冷凍保存されており、同時多発テロ後、自衛隊員に投与された経緯がある。

WHOにより世界中で1976年以降、予防接種は

廃止されているが、現在アメリカではワクチンを備蓄しており、製造施設は、いつでも再開できる状態を維持している。

なお、米国のCIAは、世界中で天然痘ウイルスを、今なお、隠し持っている可能性のある国として、北朝鮮・フランスを挙げている。

＊

さて、ここまでは単なる文献からの拾い書きで、なんちゅうことはないが、ならば「忍び寄る恐怖の足音」とは何か…？

それは、WHOの天然痘終息宣言から、既に33年経過しており、多くの地域では、最後の発生又はワクチン接種廃止からほぼ40年経過している。と言う事は天然痘に全く免疫を持たない人が、人口の約半分を占めているという事である。しかし、いくら無免疫の人口が増えようとも、この世に天然痘の病原体が存在しないのなら問題はなさそうであるが、実はそうはいかない。

「牛痘」や「サル痘」の病原体は、人の天然痘ウイルスの仲間であり、自然界では、齧歯（げっし）動物の体内に潜んでおり、到底根絶できない。それゆえアフリカに生存するアレチネズミなどを飼い猫が捕食すると、人体への感染が危惧される。いや最近、現実にはその現象が見られるようになってきた。牛痘やサル痘は、牛やサルにそれほど悪さはしていない。勿論人に感染しても、昔はそれほどの影響は見られなかった。しかし、人体への影響は、昔は人間が殆ど天然痘予防接種により免疫を持っていたために、表面に現れなかったのかもしれない。現在全く免疫を持たない人口が増えてくると、そしてエイズ（後天性免疫不全症候群）感染者などに、牛痘・サル痘ウイルスが感染すると、牙を剥いて本性を発揮し、人間を襲う形に変貌しつつあるという。更に、ラクダ痘、アライグマ痘・リス痘・ネズミ痘等、自然界には天然痘の親戚のウイルス（オルソポックスウイルス属）によるポックス病は、ワンサとある。

さて、これらのポックスウイルス群は、これらの動物の種内のみで静かにしていれば問題はない。ところが、人類は焼畑農法などで、野生動物の領域に深く侵入したり、秘境の珍獣として捕らえ、ペットや展示動物として飼育（＝ストレス強化）すると、ウイルスが大きな変換を起こし、人間に牙を剥く。天然痘の免疫が全くなく、或いはエイズ感染者が、特にサル痘に感染すると、えらいことになる。

生き物は全て縄張りを主張して生きるもの。それが、環境良好で、ストレスの少ない状態では、たとえ悪性の病原体に感染していても発症はしない例もある。

さて、アフリカの奥地で、ネズミを、飼い猫が捕らえ、ネズミが持つサル痘が猫に感染し、更に猫から人間に感染すると、重大な事態へと展開する。現実にはコンゴ・カメルーン・ガボンなど、そして米国内で、人間にサル痘が、かなり発生している。

これまで天然痘種痘の免疫で護られていた人口が減り、或いは短寿命の国では、殆どの人口が免疫無防備の状態に化すると、同じ霊長類のサル痘に感染し、思いもよらない障害が世界の各地で発生しつつある。国際交流が盛んな今日、その懸念は世界中どこでも存在する。

牛痘についても、これはヨーロッパに今でも多数発生しているが、同じく齧歯類が媒介するので根絶できない。HIV・がん治療中や、臓器移植者は免疫機能が極度に低下しているので、牛痘でも天然痘並の強烈な症状の出る人もいるという。これは、アメリカでもクマネズミ・ドブネズミのような都市型齧歯類やプレーリードックから飼い猫のルートでも多数見られるという。

【似たようなことが日本住血吸虫でも…】

ヒトの住血吸虫には、マンソン・ビルハルツ・日本住血吸虫の3種があり、全世界で2億人が感染し、2000万人が重傷、毎年20万人が死亡して

いる。貧血はもとより、腸、膀胱、脾臓、肝臓などが侵され、致命的な内臓出血を引き起こす。成虫は、1cmぐらいいで、30～40年間も生き続ける。治療しても再感染を起こし、ワクチンはまだない。日本ではマンソン・ビルハルツの中間宿主はいないのでこの病気はないが、日本住血吸虫は、国内に多数生息していた「ミヤイリガイ」を徹底的に駆除した事により、1976年以降の感染はない。しかしミヤイリガイは最近一部地域に生存が認められているので、中国やフィリピンから感染者が来日し、虫卵を含む糞便を川の近くで排泄すると、再び感染サイクルが復活する可能性がある。1948年には中共軍が台湾進攻直前に、日本住血吸虫により、壊滅状態となり、歴史家により、「台湾を救った吸虫」と言われた。このように病源を完璧に駆除することは不可能に近い。

同じような事はがん細胞についても言える。どのような手段を講じて、完璧にがん細胞を体中から排除する事は至難の業といわれる。私自身、前立腺癌を13年前、手術で摘出し、念のため放射線療法で灼（や）いて、完璧に対処できたと思っていたら、12年後、PSA値がかすかに動き、これはがん細胞の再復活と判定。現在治療中。が、やっとPSA値0.003の測定限界値以下となり、最近解放されたばかりである。

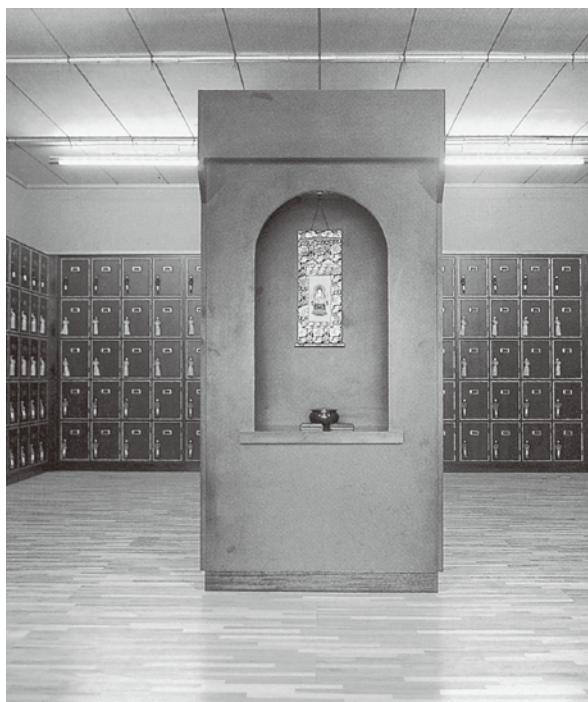
人類は自然界に対し、幾多の挑戦を重ねても、完璧な勝利などありえない。文明は極度に進化し、万物の霊長として君臨したつもりが、いつもあのチッポケな微生物に命を狙われている。人類は叡智を働かし、自然を征服したつもりかも知れないが、真に、おこがましい限りである。

(2013・10・10)

永遠の安らぎの地

ペット霊園

慈苑



○ 笠間の豊かな自然に囲まれた静かな霊園

○ 営業時間

・ 平 日 午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 00

・ 土 曜 午前 8 : 30 ~ 午後 4 : 00

・ 日曜・祭日 午前 8 : 30 ~ 午後 4 : 00

● お問い合わせ・お申し込みは下記へ……

公益社団法人 茨城県獣医師会

茨城県水戸市千波町舟付1234-20

T E L 029 (241) 6242(代)

有限会社ケイエス慈苑管理事務所

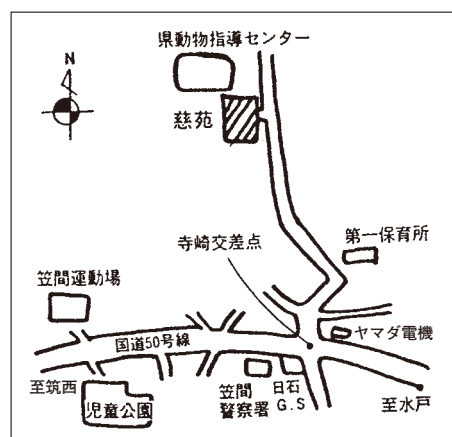
茨城県笠間市日沢46番地

T E L 0296 (72) 5834

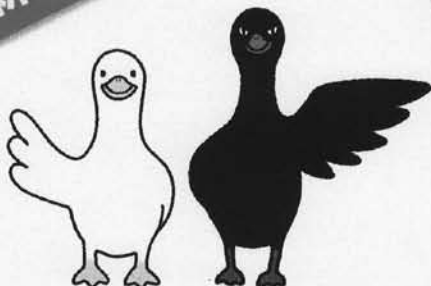
F A X 0296 (72) 9009

○ 時間外連絡先 090-5807-6344

「慈苑」ご案内図



新登場!



がんをきむ
病気や
ケガの
備えに

NEW

ちゃんと応える 医療保険 EVER

契約年齢:0歳~満85歳まで

入院前後の通院も保障!

■通院ありプラン 入院給付金日額5,000円 保険期間:終身

NEW!	入院	日帰り入院から 入院5日目まで		一律5日分	2.5万円
		入院6日目以降		1日につき	5,000円
手術	重大手術	がんに対する開頭・開胸・開腹手術や 心臓への開胸術など 1回につき			20万円
	手術	入院あり 1回につき	5万円	入院なし 1回につき	2.5万円
放射線治療		入院しなくても 1回につき			5万円
NEW!	入院前後の 通院	入院前も、退院後も			3,000円
		1日につき			

一生
生涯
保障

月払保険料 【個別取扱】通院ありプラン 入院給付金日額5,000円
入院給付金支払限度:60日型 定額タイプ 保険料払込期間:終身

契約日の満年齢	40歳	50歳	60歳	70歳
男性	2,371円	3,594円	5,373円	7,921円
女性	2,226円	3,194円	4,615円	6,678円

2013年10月1日現在

プラス ニーズに合わせて特約をプラス!

先進医療に
備えたい

総合先進医療特約

3年ごとに
3万円の
お祝い金

生存年金特約

*ご案内の特約は「EVER」と同時にお申込みの場合に限り付加できます。

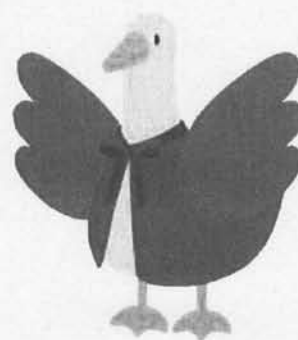
「医療保険」「がん保険」に付加する先進医療の特約は、被保険者お1人につき通算して1特約のみご契約いただけます。また、その他特約のご契約にも限度があります。保障の対象となる先進医療は、厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状等)および実施する医療機関が限定されています。また、厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。特約のみのご契約はできません。

◎商品の詳細はパンフレット(契約概要)をご覧ください。

〈引受保険会社〉

「生きる」を創る。
Afrac

アフラック (アメリカンファミリー生命保険会社)
東京第一法人営業部
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1
新宿三井ビル19F
Tel.03-3344-1446 Fax.03-3348-0565



心配な
「がん」の
備えに

生きるための がん保険 Days

契約年齢:0歳~満80歳まで

現代のがん治療に対応したあんしんの保障!

■スタンダードプラン 入院給付金日額10,000円の場合
保険期間:終身(抗がん剤治療特約)は10年更新

- 1 初めて「がん」と診断されたら
一時金100万円、
上皮内新生物の場合10万円
- 2 「入院」も「通院」*も日額1万円
日数無制限で保障
*三大治療(手術・放射線・抗がん剤)のための通院
- 3 抗がん剤治療は
通算600万円まで保障!

プレミアムサポート 訪問面談サービス 専門医紹介

※がん専門相談サービス(プレミアムサポート)は、株式会社法研が提供するサービスです。

月払保険料 【個別取扱】スタンダードプラン 入院給付金日額10,000円
定額タイプ 保険料払込期間:終身(抗がん剤治療特約)は10年更新

契約日の満年齢	40歳	50歳	60歳	70歳
男性	4,526円	7,380円	12,192円	19,270円
女性	4,564円	6,148円	7,998円	10,572円

* (抗がん剤治療特約)は、所定の年齢まで10年ごとに更新があります。更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。

2013年10月1日現在

プラス ニーズに合わせて特約をプラス!

がんの先進医療に
がん先進医療特約

女性特有のがんに
特約 コーサージュ

がんになったときの
収入減少のリスクに
所得リポート特約

■募集代理店(アフラックは代理店制度を採用しております)

三泉トラスト保険サービス株式会社

☎0120-357-212 FAX03-3572-7451

〒105-0004 東京都港区新橋2-20-1

Afrac 2013-0077-1310516 09月9日

Marboqyl®

動物用医薬品 要指示医薬品
マルボシル® 2%
 1mL中 マルボフロキサシン 20 mg含有



マルボシル® 2%
 【包装】100 mL

動物用医薬品 要指示医薬品
マルボシル® 10%
 1mL中 マルボフロキサシン 100 mg含有



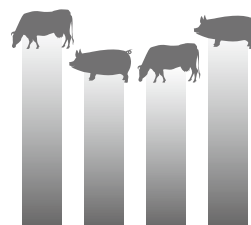
マルボシル® 10%
 【包装】50 mL

- 静脈内投与(牛)及び筋肉内投与(牛・豚)が可能
- 筋肉内投与部位の局所変性を低減
- 短い使用禁止期間を実現 (使用禁止期間/
 牛: 4日、牛乳: 48時間、豚: 4日)

- 動物専用のニューキノロン剤でマルボフロキサシンが有効成分
- 子牛・子豚から成牛・成豚まで、使い勝手で選べる2種類の濃度
- 牛・豚の細菌性肺炎、牛のマイコプラズマ性肺炎に優れた効果
- 優れた薬物動態により、速やかな体内分布を実現

Meiji Seika ファルマ株式会社
 東京都中央区京橋 2-4-16

新時代到来! 「牛・豚用注射剤」
マルボシル® 誕生



未来へ大切なものを伝えたい!



企画デザイン
 印刷全般

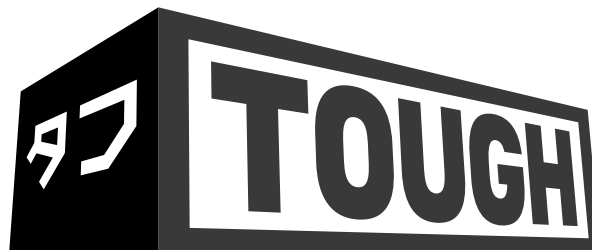
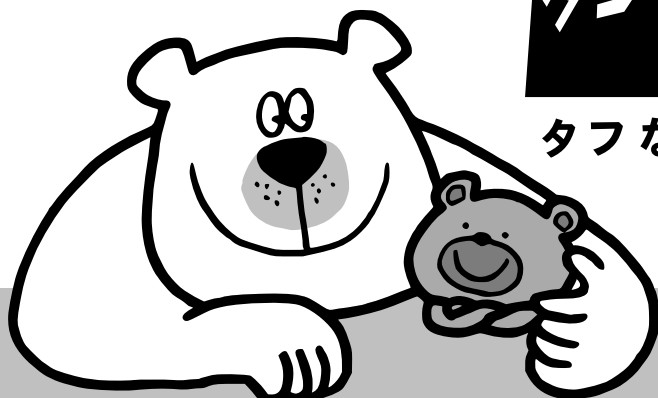
(有) クリエイティブサンエイ

〒311-4302 茨城県東茨城郡城里町那珂西1879-5
 TEL. 029-288-7778 FAX. 029-288-7801
 URL. <http://www.c-sanei.co.jp/>
 E-mail. sanei288@galaxy.ocn.ne.jp

立ちどまらない保険。

MS&AD

あいおいニッセイ同和損保



タフな安心を、あなたに。

あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社
茨城支店 水戸第二支社
〒310-0803 茨城県水戸市城南3-11-14
TEL: 029-224-2367

【取扱代理店】

株式会社 あいおいNDIサポートBOX茨城支店
〒310-0803 茨城県水戸市城南3-5-32
TEL: 029-226-3638 FAX: 029-227-1448



生命をのせて回る地球に、潤い豊かな未来を届けたい。

ASCO

株式会社 **アスコ**
<http://www.asco.sala.jp>

国内広域展開の動物用医薬品ディーラー
人と動物の健やかな共生環境づくりに貢献します

本 社

〒441-8021
愛知県豊橋市白河町100番地

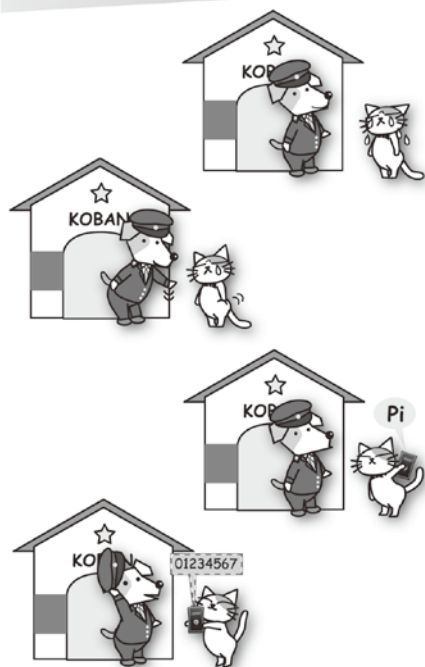
TEL 0532-34-3821
FAX 0532-33-3611

**営業所
所在地**

- ・中部支店
豊橋、安城、名古屋、浜松、
沼津、岐阜
- ・中国支店
広島、福山、山口、岡山、米子
- ・関東支店
児玉、大宮、前橋、松本、旭、
茨城、栃木
- ・東北支店
仙台、古川、福島
- ・関西支店
大阪、京都

動物用 マイクロチップ読取器

プラネットID リーダー LC



- 小型・軽量で扱いやすい (約 170g 電池含む)
- ワンタッチの簡単操作
- ISO11784・11785 規格のFDX-B マイクロチップに対応
- スピーディーな読取反応
LED ランプとビーブ音でお知らせ
- 高コストパフォーマンス
(アルカリ乾電池 9V 1 個で 5,000 回以上読取可能)



■ 本製品に関するお問合せ先:

共立製薬株式会社 C A 営業本部
〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-11-5
電話: 03-3263-2933 FAX: 03-3239-5433

輸入元:  共立製薬株式会社
東京都千代田区九段南 1-5-10

提携:  プラネットID (ドイツ)

茨城県獣医師会ではと畜検査補助業務における
と畜検査補助員を募集しています。

詳細は事務局 (比企・植田) までお問い合わせ
下さい。

電話 029-241-6242

編集後記

平成25年度第2回目の会報（第80号）をお届けいたします。御投稿いただいた皆様に、厚く御礼申し上げます。

最近感動を受けた本があります。「病の起原」（NHKスペシャル取材班著・宝島社・¥1400）。ダーウィン医学＝進化医学と呼ばれ、最近、病の起原を進化から探り、椎間板ヘルニア・胃下垂・痔疾など700万年前に直立2足歩行を始めた事に起因するという。そして人体は60兆個の細胞からなるが、毎日3000億個の細胞が死滅・新生される。その際、遺伝子のコピーミス細胞が毎日40個ほど生まれ、通常は防御システムで排除されるが、それを潜り抜け、とめどもなく分裂を繰り返すのが「がん」細胞だという。これも単細胞生物から多細胞生物へと進化した「宿命の病」とのこと。他にも脳の血管が破裂しやすいのも進化の代償という。よろしかったら、ご一読を…。

本会報は会員相互の連携強化が重要任務で、一層内容の充実を図って参りたいと思いますので、皆様、今後ともご意見・エッセーなど多数御投稿下さいますよう、お願いいたします。（菅原）

茨城県獣医師会会報編集委員

委員長	菅原茂美（勤務退職者支部）
副委員長	橋本邦夫（勤務退職者支部）
委員	田上宣文（担当理事）
	岡田康子（担当理事）
	川島邦子（担当理事）
	長谷川清（県北地区）
	久家美恵子（鹿行地区）
	稲葉豊範（県南地区）
	苦瀬秀雄（県西地区）
会報担当	比氣正雄（専務理事）

茨城県獣医師会会報

平成25年11月30日 発行

第80号

発行所 公益社団法人茨城県獣医師会
〒310-0851 水戸市千波1234-20
TEL 029-241-6242 FAX 029-241-6249
<http://www.ibajyuu.com>
発行責任者 小林貞雄
編集責任者 菅原茂美
印刷所 (有)クリエイティブサンエイ

人間だって、
動物じゃないか。



(人へのいたわりと、同じ気持ちで。)

違っているところよりも、似ているところが多い人間と動物。
だから、人間へのいたわりと同じ気持ちで、動物の健康を見つめたい。
あなたと同じ情熱で、動物の健康を守る。
わたしたちは森久保薬品です。

㊤ 森久保薬品株式会社